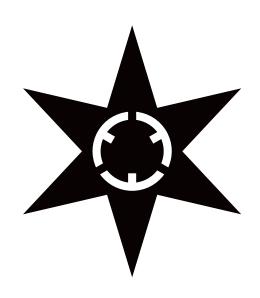
令和5年度

市 税 概 要



水戸市財務部税務事務所

目 次

(;	総 括〕	
1	位置と面積等	1
2	市域の変遷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	行政機構図	2
4	税務機構及び事務分掌	4
5	人口,世帯数調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
6	税務職員の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
7	各会計別歳入歳出予算(決算)	7
8	市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移(当初予算)	7
9	令和5年度一般会計歲入歲出予算(当初)	8
10	令和5年度一般会計歳入歳出予算(当初)構成比図	9
11	令和5年度市税当初予算 ·····	10
12	市税税目別構成比図	11
13	令和4年度一般会計歳入歳出決算	12
14	令和4年度一般会計歲入歲出決算構成比図	13
15	市税の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
16	市税の決算額の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(市、民、税〕	
1	個人市民税納税義務者調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2	個人市民税調定額調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
3	個人市民税所得区分別課税状況	18
(1) 納税義務者数	
(2	2) 税 額	19
4	個人市民稅年度別所得割納稅義務者調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
5		
6	個人市民税年度別所得割額調 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	20
	個人市民税年度別所得割額調・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7		20
7 8	個人市民稅課稅標準額段階別(所得割)納稅義務者調	20 21
	個人市民稅課稅標準額段階別(所得割)納稅義務者調	20 21 22
8	個人市民税課税標準額段階別(所得割)納税義務者調 ····································	20 21 22 22
8	個人市民税課税標準額段階別(所得割)納税義務者調 個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況 個人市民税特別徴収義務者等に関する調 個人市民税特別徴収税額(給与特徴)の推移 法人市民税調定額調 法人市民税年度月別調定額調	20 21 22 22 23 23
8 9 10	個人市民税課税標準額段階別(所得割)納税義務者調 個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況 個人市民税特別徴収義務者等に関する調 個人市民税特別徴収税額(給与特徴)の推移 法人市民税調定額調	20 21 22 22 23 23

14	法人市民税均等割調定額調
15	法人市民税業種別税割額調 … 26
(市たばこ税〕
1	市たばこ税調定額調
2	たばこ月別売渡本数調
(軽自動車税〕
1	環境性能割調定状況
2	種別割課税状況
3	非課税及び減免状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
4	標識弁償金調定額調(決算額) 29
(固定資産税,都市計画税〕
1	固定資産税資産別調定額調30
2	固定資産税資産別納税義務者調30
3	都市計画税資産別調定額調30
4	都市計画税資産別納税義務者調 · · · · · 30
5	固定資産税,都市計画税年度別調定額の推移31
6	土地評価の概要
(1) 総 括
(2) 納税義務者数
(3) 土地の評価状況
7	土地評価の推移
(1) 課税地積
(2) 課税筆数
(3) 評価額
8	宅地にかかる用途別評価状況(法定免税点以上のもの)36
9	家屋評価の概要
(1) 総 括
(2) 家屋評価の推移
	① 全 家 屋
	② 木造家屋
	③ 非木造家屋
(3) 新増築家屋評価件数等調 … 40

10	償却資産の概要42	
(1) 総 括	
(2) 納税義務者数42	
(3) 償却資産調定額等調43	
(.	4) 償却資産調定額の推移43	
11	固定資産課税台帳の閲覧状況 44	
12	固定資産評価審査委員会 · · · · · 44	
	固定資産評価審査委員会審査状況 · · · · · 44	
(入 湯 税 〕	
1	入湯税調定額調	
2	月別入湯者数調	
(徴 収 関 係 〕	
1	督促状発付状況	
2	市税の預金口座振替状況46	
3	過誤納金の還付状況	
4	差押件数調 ······50	
5	令和 4 年度不納欠損処分事由別 ·······51	
6	不納欠損額状況	
(その他〕	
1	証明件数の推移	
2	証明手数料一覧	
3	公示送達の推移	
4	税務手当(特殊勤務手当)	
5	市税の賦課徴収に要する経費決算額調	
(税 率 等〕	
(譲与税等の譲与等の基準〕	
(市税の税率等の推移〕····································	

[総 括〕

1 位置と面積等

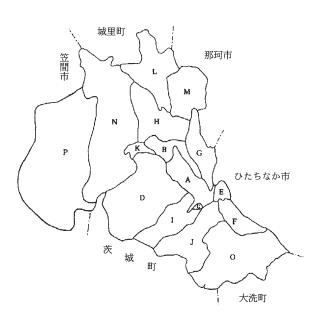


市域面積 217.32km² 東西 $23.7 \mathrm{km}$ $18.2 \mathrm{km}$ 南北 市役所の位置 東経 140° 28′ 17″

北緯

 $36^{\circ}~21'~57''$

2 市域の変遷



市域のひろがり

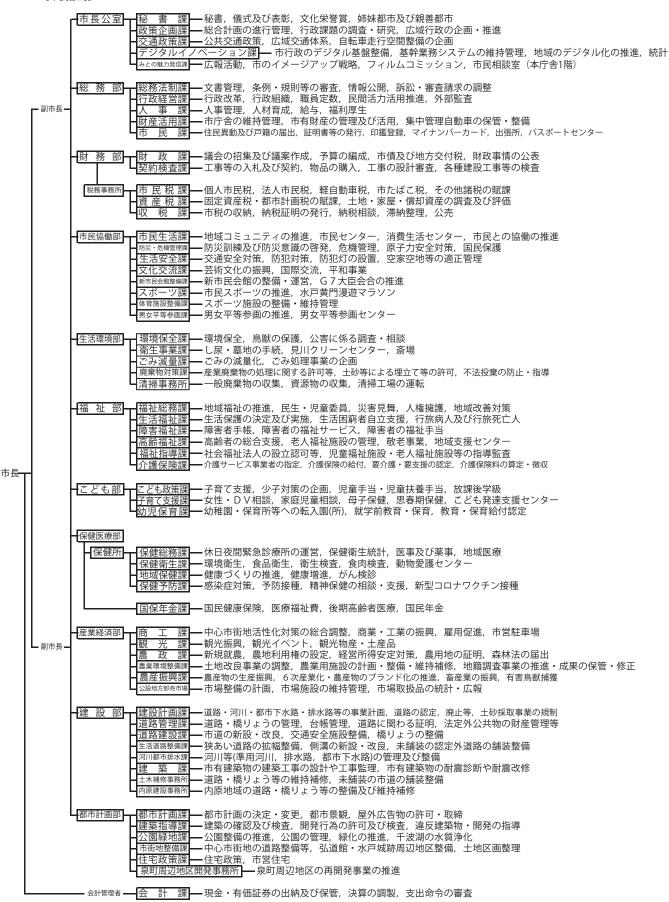
編入年月日	旧町村名	面積(km²)	人口(人)		
明治22年4月1日	市制施行	6.17	25,591		
昭和8年3月15日	常磐村	13.26	64,771		
昭和24年11月3日	吉田村の一部	13.37	67,885		
昭和27年4月1日	緑岡村	20.22	00.051		
昭和27年4月1日	上大野村の一部	39.23	82,351		
昭和30年4月1日	上大野村				
昭和30年4月1日	柳河村		110,436		
昭和30年4月1日	渡里村	00.00			
昭和30年4月1日	吉田村	80.93			
昭和30年4月1日	酒門村の一部				
昭和30年4月1日	河和田村の一部				
昭和32年6月1日	飯富村	111 54	120.775		
昭和32年6月1日	国田村	111.54	120,775		
昭和33年4月1日	赤塚村	146.02	132,944		
平成4年3月3日	常澄村	175.90	246,600		
平成17年2月1日	内原町	217.45	262,603		
	明治22年4月1日 昭和8年3月15日 昭和24年11月3日 昭和27年4月1日 昭和27年4月1日 昭和30年4月1日 昭和30年4月1日 昭和30年4月1日 昭和30年4月1日 昭和30年4月1日 昭和30年4月1日 昭和32年6月1日 昭和32年6月1日 昭和32年6月1日	明治22年4月1日 市制施行 昭和8年3月15日 常磐村 昭和24年11月3日 吉田村の一部 昭和27年4月1日 緑岡村 昭和27年4月1日 上大野村の一部 昭和30年4月1日 上大野村 昭和30年4月1日 瀬河村 昭和30年4月1日 渡里村 昭和30年4月1日 吉田村 昭和30年4月1日 吉田村 昭和30年4月1日 西門村の一部 昭和30年4月1日 瀬田村の一部 昭和32年6月1日 飯富村 昭和32年6月1日 国田村 昭和33年4月1日 末塚村 平成4年3月3日 常澄村	明治22年4月1日 市制施行 6.17 昭和8年3月15日 常磐村 13.26 昭和24年11月3日 吉田村の一部 13.37 昭和27年4月1日 緑岡村 39.23 昭和27年4月1日 上大野村の一部 昭和30年4月1日 地河村 昭和30年4月1日 徳里村 昭和30年4月1日 吉田村 昭和30年4月1日 吉田村 昭和30年4月1日 酒門村の一部 昭和30年4月1日 河和田村の一部 昭和32年6月1日 飯富村 111.54 昭和32年6月1日 国田村 111.54 昭和33年4月1日 赤塚村 146.02 平成4年3月3日 常澄村 175.90		

- 注1 人口は、各年10月1日現在
 - 2 平成19年10月1日から笠間市との境界修正を要因として、 面積が217.43kmとなっている。 3 平成26年10月1日から面積計測方法の変更を要因として、
 - 面積が217.32kmとなっている。

3 行政機構図

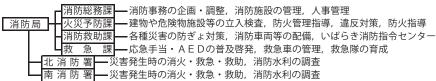
《主な仕事》

[市長部局]



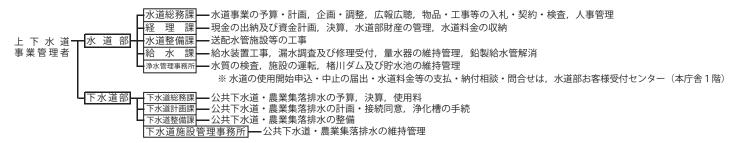
《主な仕事》

[消 防]

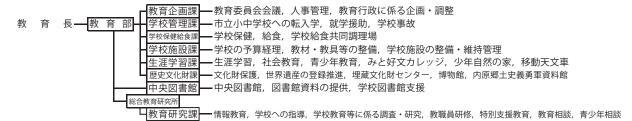


※ 119番通報の受付及び出動命令は、いばらき消防指令センター(内原庁舎)

[上下水道局]



[教育委員会]



[選挙管理委員会]

選挙管理委員会事務局 -- 選挙の執行管理,選挙人名簿の整理,選挙の啓発

[監査委員]

監査委員事務局 -- 監査, 決算審査, 現金の出納検査

[農業委員会]

農業委員会事務局 --- 農地の権利移動,農地転用,農業者年金,農業委員会報

[議会]

議会事務局 | | 総務 課 | 一議員の身分・報酬,会計経理,議事堂の管理,茨城県市議会議長会 | 議事 課 | 本会議,常任委員会,特別委員会,議案・請願・陳情,法制,行政視察,議会報

4 税務機構及び事務分掌(4月1日現在)

	課			所	課	副	課	係	事		
	社	係	名	長	長	一参事	長補	派 長	事務 職員	計	事務分掌
	石				区	7	佐	又	貝	1	
				1	1					1	
					1		2			3	
税	市民	税 #	削 係					1	3	4	2 税務事務所内の予算調整,経理及び庶務に関すること。 3 市税の統計に関すること。 4 市税に係る条例及び規則に関すること。 5 税制度の調査に関すること。 6 地方譲与税,利子割交付金,配当割交付金,株式等譲渡所得割交付金,法人事業税交付金,地方消費税交付金,ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金に関すること。 7 水戸を応援する寄附金に関すること。 8 固定資産評価審査委員会に関すること。
務事	税課	諸	兑 係					1	2	3	1 市税等の調定に関すること。 2 課税証明(市民課において処理できないものに限る。)に関すること。 3 市たばこ税及び軽自動車税の調査及び賦課に関すること。 4 法人マスターの管理に関すること。 5 法人市民税の調査及び賦課に関すること。 6 入湯税の調査及び賦課に関すること。
		市民稅	民税第1係					1	7	8	1 市民税の調査及び賦課に関すること。
		市民稅	第2係					1	9	10	1 市民税の調査及び賦課に関すること。
l		小	計		1		2	4	21	28	
務					1	(1)	2			3 (1)	
所	資産	資産	税係					1	4	5	1 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。2 国有資産等所在市町村交付金に関すること。3 課税証明(市民課において処理できないものに限る。)に関すること。
	,	家屋?	第1係					1	4	5	1 家屋の調査及び評価に関すること。
	税	家屋	第2係					1	5	6	1 家屋の調査及び評価に関すること。
		土地記	平価係					1	4	5	1 土地の評価に関すること。 2 特別土地保有税の調査及び賦課に関すること。
	課	土地詞	問査係					1	3	4	1 土地の調査に関すること。
		償却資	資産係					1	3	4	1 償却資産の調査及び評価に関すること。
		小	計		1	(1)	2	6	23	32 (1)	

									_		
	課	係	名	所	課	副参	課長補	係	事務職	計	事務分掌
	名		П	長	長	事	補佐	長	職員	н	₹ <i>₩</i> ¼ ∓
					1	(2)	3			4 (2)	
税	収	管 理 係						1	9	10	 収納対策の総合調整に関すること。 納税思想の普及及び納税相談に関すること。 市税及び国民健康保険税(以下「市税等」という。)の収納管理に関すること。 納税証明(市民課において処理できないものに限る。)に関すること。 市税等の過誤納金の還付に関すること。 育税の発付に関すること。 市税の減免に関すること。 市税等の口座振替に関すること。 茨城租税債権管理機構に関すること。
務		整理第16						1	6	7	1 市税等の滞納整理に関すること。 2 差押え及び公売に関すること。 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6 債権の管理に関すること。
事	税	整理第2					1	5	6	1 市税等の滞納整理に関すること。 2 差押え及び公売に関すること。 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6 債権の管理に関すること。	
務	課	整理第3係						1	6	7	1 市税等の滞納整理に関すること。 2 差押え及び公売に関すること。 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6 債権の管理に関すること。
所		整理第4係						1	6	7	1 市税等の滞納整理に関すること。 2 差押え及び公売に関すること。 3 市税等の執行停止及び欠損処分に関すること。 4 市税等の徴収猶予及び延滞金の減免に関すること。 5 他市町村等との徴収の嘱託及び受託に関すること。 6 債権の管理に関すること。
		小	計		1	(2)	3	5	32	41 (2)	
	合		計	1	3	(3)	7	15	76	101 (3)	

[※]副参事()内は副参事兼課長補佐で、課長補佐の人員に含まれている。 ※係長()内は課長補佐兼係長で、課長補佐の人員に含まれている。

5 人口, 世帯数調(4月1日現在)

区分	人口	世帯数	1km³当り人口	1km³当り世帯数	1世帯当り人員
年度	(人)	(世帯)	(人)	(世帯)	(人)
R1	269,596	121,377	1,241	559	2,22
R2	269,015	122,633	1,238	564	2.19
R3	268,869	124,127	1,237	571	2.17
R4	269,654	124,358	1,241	572	2.17
R5	268,389	125,252	1,235	576	2.14

6 税務職員の推移 (4月1日現在)

区分	税務職員数	職員1人当り人口	職員1人当り世帯数	職員1人当り面積
年度	(人)	(人)	(世帯)	(km²)
R1	101	2,669	1,202	2.15
R2	102	2,637	1,202	2.13
R3	103	2,610	1,205	2.11
R4	101	2,670	1,231	2.15
R5	101	2,657	1,240	2.15

7 各会計別歳入歳出予算(決算)

(単位:千円)

		年	度	R 5	年	度		R 4 年 月	度 決 算	
会計別				当 初	予 🔅	算	歳	入	歳	出
_	般	会	計	117,4	470,000		140,902	.117	135,70	03,155
特	別	会	計	54,3	308,400		56,896	,940	52,29	92,497
国 民	健康	保 険 会	会 計	22,9	978,000		23,704	527	21,69	90,006
公設力	也方卸壳市	丁場 事業	会計	1,	173,000		1,459	269	7:	38,922
駐車	5 場 事	業会	計	6	201,000		819	,058	7	70,862
農業	集落排力	k 事 業	会 計		_		777	415	74	49,751
東前第	二土地区画	j 整理事業	美会計	4	204,000		257	.387	1	17,343
公共月	月地先行耶	7 得 事 業	会計	4	214,700		208	.583	20	08,583
介	護 保	険 会	計	25,2	233,000		25,760	.584	24,10	62,323
介 護	サービス	事業	会 計		69,700		76	402	Į	53,422
後期	高 齢 者	医療	会 計	4,2	224,000		3,804	.938	3,79	99,700
母子么	く子 寡 婦 福	晶祉資金	会計		11,000		28	,777		1,585
合		計		171,	778,400		197,799	,057	187,99	95,652

8 市民1人当りの一般会計歳出額と市税負担額の推移(当初予算)

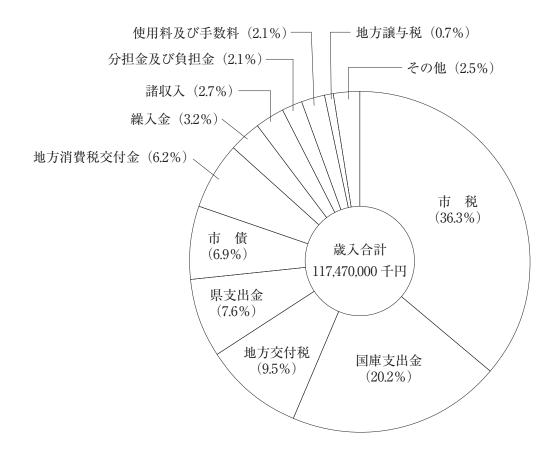
(単位:円)

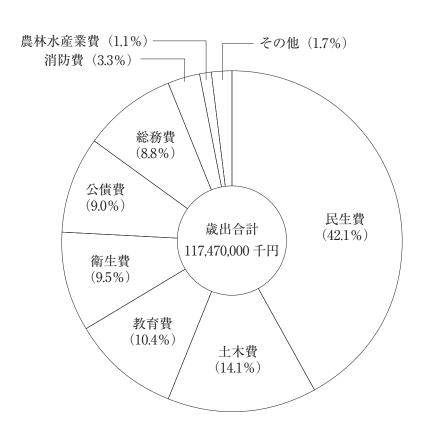
区分	一般会計	歳 出 額	市税負担額			
年度	1世帯当り	市民1人当り	1世帯当り	市民1人当り		
R1	1,053,898	474,484	349,671	157,428		
R2	992,441	452,413	335,521	152,950		
R3	954,748	440,772	331,482	153,033		
R4	1,000,917	461,599	330,867	152,588		
R5	937,869	437,686	328,505	153,307		

9 令和5年度一般会計歳入歳出予算(当初)

			歳	Š			入					歳				出	
		款			項		予算額	構成比 (%)			款		邛	į		予算額	構成比 (%)
1	市					税	42,676,000	36.3	1	議		会			費	541,507	0.5
	(1)	市		民		税	21,440,874	(18.3)	2	総		務	Ę		費	10,307,660	8.8
	(2)	固	定	資	産	税	16,811,806	(14.3)		(2)	徴	;	税		費	1,225,393	(1.0)
	(3)	軽	自	動	車	税	773,062	(0.7)			① 税	務	総	務	費	890,597	(0.8)
	(4)	市	た	ば	ح	税	1,940,702	(1.6)			② 脳	: 課	徴	収	費	334,796	(0.3)
	(5)	入		湯		税	11,340	(0.0)	3	民		生			費	49,397,116	42.1
	(6)	都	市	計	画	税	1,698,216	(1.4)	4	衛		生			費	11,270,970	9.5
2	地	ナ	ĵ	譲	与	税	777,700	0.7	5	労		働	j		費	52,647	0.0
3	利	子	割	交	付	金	19,400	0.0	6	農	林	水	産	業	費	1,278,073	1.1
4	配	当	割		付	金	265,000	0.2	7	商		エ	-		費	1,188,411	1.0
5	株得	式害		譲交	渡付	所金	174,000	0.1	8	土		木	Ç		費	16,546,722	14.1
6	法	人	事 業	き 税	交付	金	910,000	0.8	9	消		防	î		費	3,843,327	3.3
7	地	方》	肖 媢	税	交付	金	7,237,000	6.2	10	教		育	;		費	12,158,233	10.4
8	ゴ)	ルフ	場利	用利	兑交付	金	68,000	0.1	11	災	害	復	į	旧	費	2	0.0
9	環	境(生能	割	交付	金	75,300	0.1	12	公		債	į		費	10,685,332	9.0
10	国市	有提町	是供 寸 助	施設	设等所 交 付	在金	300	0.0	13	予		備	ĵ		費	200,000	0.2
11	地	方	特	例	交 付	金	306,000	0.3									
12	地	ナ	ĵ	交	付	税	11,190,000	9.5									
13	交流	通安	全対	策特	別交付	1金	42,000	0.0									
14	分	担金	金及	とび	負担	金	2,460,081	2.1									
15	使	用氵	斛 及	とび	手 数	料	2,430,024	2.1									
16	国	厚	Ĺ	支	出	金	23,721,418	20.2									
17	県		支	ı	出	金	8,970,589	7.6									
18	財		産	J	汉	入	236,228	0.2									
19	寄			附		金	528,800	0.4									
20	繰			入		金	3,740,665	3.2									
21	繰			越		金	300,000	0.3									
22	諸			収		入	3,179,295	2.7									
23	市					債	8,162,200	6.9									
歳		入		<u></u>	ì	計	117,470,000	100.0	歳	į	出		合		計	117,470,000	100.0

10 令和5年度一般会計歳入歳出予算(当初)構成比図

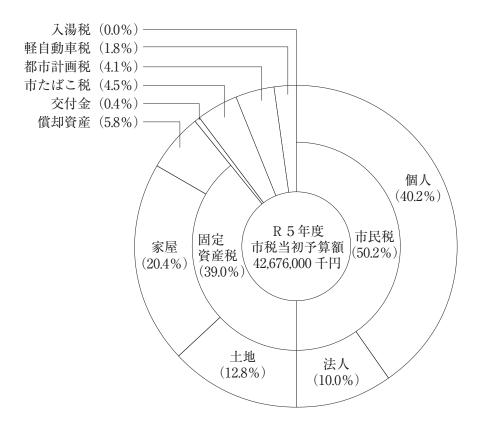


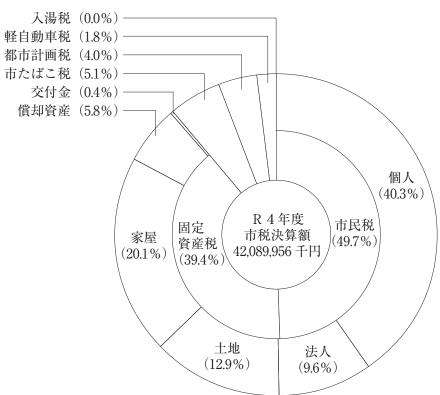


11 令和5年度市税当初予算

11 11/HO -T					(十四,111)
税目	区分	現年課税分	滞納繰越分	合 計	構成比(%)
1 市	民 税	21,264,757	176,117	21,440,879	50.2
(1) 個	人	17,051,723	135,000	17,186,723	40.2
均	等 割	479,763	3,798	483,561	1.1
所	得割	16,571,960	131,202	16,703,162	39.1
(2) 法	人	4,213,034	41,117	4,254,151	10.0
均	等 割	1,316,518	12,849	1,329,367	3.1
法	人 税 割	2,896,516	28,268	2,924,784	6.9
2 固 定	資 産 税	16,719,869	91,937	16,811,806	39.4
(1) 純 固 3	定資産税	16,533,349	91,937	16,625,286	39.0
土	地	5,438,549	30,242	5,468,791	12.8
家	屋	8,650,185	48,101	8,698,286	20.4
償 却	資 産	2,444,615	13,594	2,458,209	5.8
(2) 交付金	及び納付金	186,520	_	186,520	0.4
交	付 金	186,520	_	186,520	0.4
納	付 金	_	_	_	_
3 軽 自	動車税	763,024	10,038	773,062	1.8
環境	性 能 割	38,399	_	38,399	0.2
種	別 割	724,625	10,038	734,663	1.7
4 市 た	ばこ税	1,940,702	_	1,940,702	4.5
5 入	湯税	11,340	_	11,340	0.0
6 都 市	計 画 税	1,694,961	3,255	1,698,216	4.0
土	地	750,673	1,442	752,115	1.9
家	屋	944,288	1,813	946,101	2.2
合	計	42,394,653	281,347	42,676,000	100.0

12 市税税目別構成比図

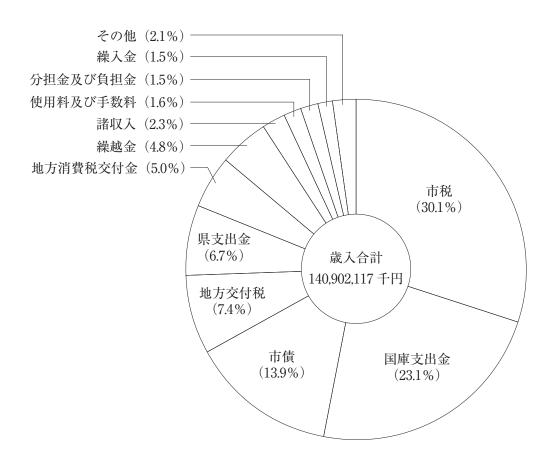


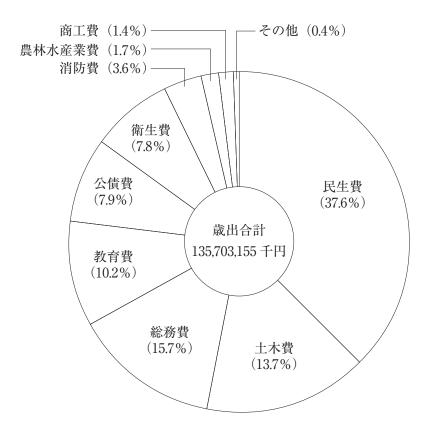


13 令和4年度一般会計歳入歳出決算

10 13414 17	13A2A1177	C7 (M% P4/2(2T							<u> </u>	177- 1 1 1/
歳		入					歳		出	
款	項	決算額	構成比 (%)			款	Ţ	頁	決算額	構成比 (%)
1 市	税	42,089,956	30.1	1	議		会	費	511,288	0.4
(1) 市	民 税	21,001,129	(15.0)	2	総		務	費	21,359,499	15.7
(2) 固 定 資	資 産 税	16,565,260	(11.8)		(2)	徴	税	費	1,189,192	(0.9)
(3) 軽 自 重	市 税	745,279	(0.5)			① 移	抢務総	務 費	916,062	(0.7)
(4) 市 た 1	ばこ 税	2,103,439	(1.6)			② 順	式課 徴	: 収費	273,129	(0.2)
(5) 入	易税	602	(0.0)	3	民		生	費	51,071,568	37.6
(6) 都 市 詞	計 画 税	1,674,247	(1.2)	4	衛		生	費	10,620,673	7.8
2 地 方 譲	与 税	801,505	0.6	5	労		働	費	47,401	0.0
3 利 子 割	交 付 金	14,394	0.0	6	農	林	水 産	業費	2,312,683	1.7
4 配 当 割	交 付 金	209,412	0.1	7	商		エ	費	1,758,991	1.4
5 株 式 等	譲渡所金	166,004	0.1	8	土		木	費	18,600,049	13.7
6 法人事業科		934,605	0.7	9	消		防	費	4,865,100	3.6
7 地方消費和	说交付金	7,023,296	5.0	10	教		育	費	13,818,405	10.2
8 ゴルフ場利用]税交付金	68,285	_	11	災	害	復	旧費	0	_
9 環境性能割	割交付金	75,256	0.1	12	公		債	費	10,737,498	7.9
10 国有提供施 市町村助原	設等所在 成交付金	300	0.0	13	予		備	費	0	_
11 地方特例	交付金	330,343	0.2							
12 地 方 交	付 税	10,493,908	7.4							
13 交通安全対策	特別交付金	33,972	0.0							
14 分担金及で	び負担金	2,109,047	1.5							
15 使用料及7	び手数料	2,230,596	1.6							
16 国 庫 支	出 金	32,604,522	23.1							
17 県 支	出 金	9,473,240	6.7							
18 財 産	収 入	138,692	0.1							
19 寄 附	金	299,687	0.2							
20 繰 入	金	2,089,615	1.5							
21 繰 越	金	6,803,776	4.8							
22 諸 収	入	3,303,738	2.3							
23 市	債	19,607,100	13.9							
24 自動車取得	税交付金	868	_							
歳入	合 計	140,902,117	100.0	歳		出	合	計	135,703,155	100.0

14 令和4年度一般会計歳入歳出決算構成比図



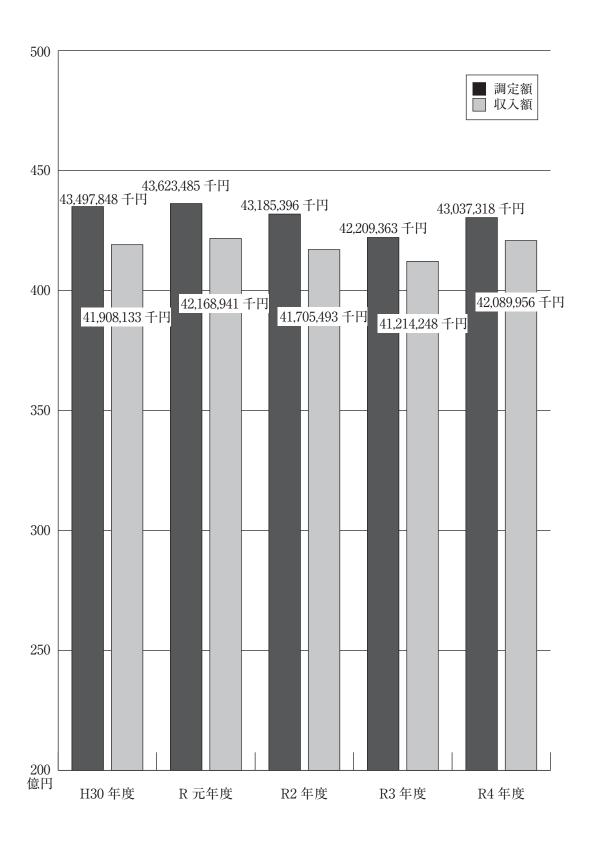


年度		R	2		<u>- I\\ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1</u>
		決	五 額	収入	歩合
科目	予 算 額	調 定 額	収入額	対予算 (%)	対調定 (%)
市税	41,543,961	43,185,396	41,705,493	100.4	96.6
現 年 課 税 分	41,196,353	41,950,248	41,281,566	100.2	98.4
滞納繰越分	347,608	1,235,148	423,927	122.0	34.3
1 市 民 税	20,950,868	21,759,361	21,007,949	100.3	96.5
現 年 課 税 分	20,780,055	21,120,070	20,793,100	100.1	98.5
個人	16,648,015	16,874,952	16,662,825	100.1	98.7
法人	4,132,040	4,245,118	4,130,275	100.0	97.3
均 等 割	1,306,138	1,313,241	1,276,255	97.7	97.2
法 人 税 割	2,825,902	2,931,877	2,854,020	101.0	97.3
滞納繰越分	170,813	639,291	214,849	125.8	33.6
2 固定資産税	16,408,320	17,101,518	16,471,552	100.4	96.3
現 年 課 税 分	16,256,348	16,590,572	16,288,742	100.2	98.2
固定資産税	16,057,203	16,397,727	16,095,897	100.2	98.2
土 地	5,406,460	5,499,625	5,398,564	99.9	98.2
家屋	8,227,711	8,436,736	8,281,339	100.7	98.2
償 却 資 産	2,423,032	2,461,366	2,415,994	99.7	98.2
交付金及び納付金	199,145	192,845	192,845	96.8	100.0
滞納繰越分	151,972	510,946	182,810	120.3	35.8
3 軽 自 動 車 税	684,211	737,130	685,029	100.1	92.9
現年課税分	671,943	687,194	671,223	99.9	97.7
滞納繰越分	12,268	49,936	13,806	112.5	27.6
4 市 た ば こ 税	1,827,305	1,864,314	1,864,314	102.0	100.0
現年課税分	1,827,305	1,864,314	1,864,314	102.0	100.0
滞納繰越分	_	_	_	_	_
5 入 湯 税	6,120	3,871	3,871	63.3	100.0
現年課税分	6,120	3,871	3,871	63.3	100.0
滞納繰越分		_	_		_
6 都市計画税	1,667,137	1,719,202	1,672,778	100.3	97.3
現 年 課 税 分	1,654,582	1,684,227	1,660,316	100.3	98.6
滞納繰越分	12,555	34,975	12,462	99.3	35.6
市税	97.9	99.0	98.9		
前年比 現年課税分	97.8	99.4	98.9		
滞納繰越分	106.0	87.8	101.2		

年	变	R	3		- Iπ· I 11/
		決 第	額	収入	歩合
科目	予 算 額	調 定 額	収入額	対予算 (%)	対調定 (%)
市税	40,173,055	42,209,363	41,214,248	102.6	97.6
現年課税	分 39,454,672	41,050,596	40,694,664	103.1	99.1
滞納繰越	分 718,383	1,158,767	519,584	72.3	44.8
1 市 民	锐 19,917,540	21,350,003	20,799,142	104.4	97.4
現年課税	分 19,572,924	20,764,410	20,584,594	105.2	99.1
個	16,246,141	16,594,431	16,426,753	101.1	99.0
法	3,326,783	4,169,979	4,157,841	125.0	99.7
均 等	割 1,296,119	1,287,048	1,284,773	99.1	99.8
法人税	割 2,030,664	2,882,931	2,873,068	141.5	99.7
滞納繰越	分 344,616	585,593	214,548	62.3	36.6
2 固定資産	兑 15,999,737	16,450,457	16,076,964	100.5	97.7
現年課税	分 15,671,969	15,950,245	15,803,389	100.8	99.1
固定資産	党 15,480,293	15,758,851	15,611,995	100.9	99.1
土	也 5,351,885	5,448,532	5,401,750	100.9	99.1
家	屋 7,828,756	7,923,005	7,852,834	100.3	99.1
償 却 資	産 2,299,652	2,387,314	2,357,411	102.5	98.7
交付金及び納付	金 191,676	191,394	191,394	100.0	100.0
滞納繰越	分 327,768	500,212	273,575	83.5	54.7
3 軽 自 動 車	锐 708,206	757,820	709,736	100.2	93.7
現年課税	分 695,609	715,187	699,462	100.6	97.8
滞納繰越	分 12,597	42,633	10,274	81.6	24.1
4 市 た ば こ	锐 1,908,808	1,993,693	1,993,693	104.4	100.0
現年課税	分 1,908,808	1,993,693	1,993,693	104.4	100.0
滞納繰越	分 —	_			
5 入 湯	锐 3,600	7,505	7,505	208.5	100.0
現年課税	分 3,600	7,505	7,505	208.5	100.0
滞納繰越	分 —	_			_
6 都市計画	锐 1,635,164	1,649,885	1,627,208	99.5	98.6
現年課税	分 1,601,762	1,619,556	1,606,021	100.3	99.2
滞納繰越	分 33,402	30,329	21,187	63.4	69.9
市税	96.7	97.7	98.8		
前年比 現年課税	分 95.8	97.9	98.2		
滞納繰越	分 206.7	93.8	122.6		

年 度		R	4		<u>- I\\ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ 1 \</u>
		決 第	算 額	収入	歩合
科目	予 算 額	調定額	収入額	対予算 (%)	対調定 (%)
市税	42,045,000	43,037,318	42,089,956	100.1	97.8
現年課税分	41,713,879	42,163,493	41,778,119	100.2	99.1
滞納繰越分	331,121	873,825	311,837	94.2	35.7
1 市 民 税	21,062,623	21,549,017	21,001,129	99.7	97.5
現 年 課 税 分	20,886,845	21,065,975	20,840,985	99.8	98.9
個人	16,587,975	16,986,024	16,792,226	101.2	98.9
法人	4,298,870	4,079,951	4,048,759	94.2	99.2
均 等 割	1,298,213	1,323,210	1,313,094	101.1	99.2
法 人 税 割	3,000,657	2,756,741	2,735,665	91.2	99.2
滞納繰越分	175,778	483,042	160,144	91.1	33.2
2 固定資産税	16,614,373	16,902,659	16,565,261	99.7	98.0
現年課税分	16,479,551	16,570,804	16,437,266	99.7	99.2
固定資産税	16,290,286	16,381,549	16,248,012	99.7	99.2
土 地	5,437,199	5,444,143	5,399,764	99.3	99.2
家屋	8,368,986	8,474,820	8,405,736	100.4	99.2
償 却 資 産	2,484,101	2,462,586	2,442,512	98.3	99.2
交付金及び納付金	189,265	189,255	189,254	100.0	100.0
滞納繰越分	134,822	331,855	127,995	94.9	38.6
3 軽 自 動 車 税	750,979	788,447	745,278	99.2	94.5
現 年 課 税 分	736,658	747,778	733,784	99.6	98.1
滞納繰越分	14,321	40,669	11,494	80.3	28.3
4 市 た ば こ 税	1,932,840	2,103,439	2,103,439	108.8	100.0
現 年 課 税 分	1,932,840	2,103,439	2,103,439	108.8	100.0
滞納繰越分					
5 入 湯 税	10,800	602	602	5.6	100.0
現年課税分	10,800	602	602	5.6	100.0
滞納繰越分	_	_	_	_	_
6 都 市 計 画 税	1,673,385	1,693,154	1,674,247	100.1	98.9
現年課税分	1,667,185	1,674,895	1,662,043	99.7	99.2
滞納繰越分	6,200	18,259	12,204	196.8	66.8
市税	104.7	102.0	102.1		
前年比 現年課税分	105.7	102.7	102.7		
滞納繰越分	46.1	75.4	60.0		

16 市税の決算額の推移



〔市 民 税〕

1 個人市民税納税義務者調(7月1日現在)

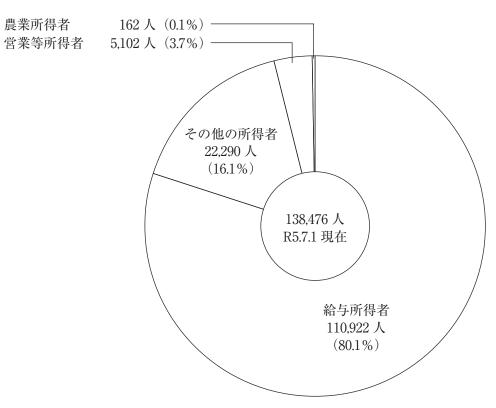
年 度	R1 R2			
区分	人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
均等割のみの者	8,387	6.2	8,399	6.2
所得割のみの者	_	_	_	-
均等割所得割の者	125,820	93.8	127,084	93.8
計	134,207	100.0	135,483	100.0
前年比(%)	101.2	2	101.0)

2 個人市民税調定額調(7月1日現在)

		年 度	R1		R2		
区分			調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)	
均	等	割	469,724	2.9	474,191	2.8	
所	得	割	15,933,878	97.1	16,203,135	97.2	
計			16,403,602	100.0	16,677,326	100.0	
前	年 比	(%)	102.2	2	101.	7	

3 個人市民税所得者区分別課税状況

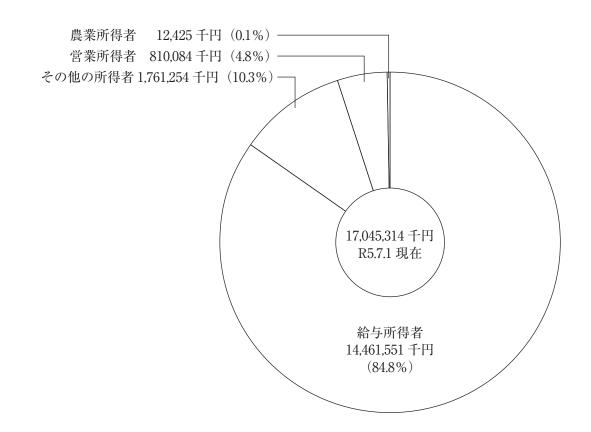
(1) 納税義務者数



R3		R4	R5		
人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)	人 員 (人)	構成比 (%)
8,296	6.1	8,263	6.0	8,165	5.9
_	_	_	_	_	-
127,714	93.9	129,461	94.0	130,311	94.1
136,010	100.0	137,724	100.0	138,476	100.0
100.4		101.:	3	100.5	5

R3		R4 R5			
調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)	調 定 額 (千円)	構成比 (%)
476,032	2.9	482,034	2.9	484,666	2.8
15,861,293	97.1	16,277,633	97.1	16,560,648	97.2
16,337,325 100.0		16,759,667	100.0	.0 17,045,314 10	
98.0)	102.6	6	101.	7

(2) 税 額(調定額)



4 個人市民税年度別所得割納税義務者調(7月1日現在)

	年 度				度	R1		R2	R2		
区	分					人 員(人)	構成比 (%)	人 員(人)	構成比(%)		
給		与	所		得	102,487	81.5	103,861	81.7		
営	業	(*	等)	所	得	4,415	3.5	4,409	3.5		
農		業	所		得	181	0.1	148	0.1		
そ	0)	他	0)	所	得	18,737	14.9	18,666	14.7		
	合			計		125,820	100.0	127,084	100.0		

5 個人市民税年度別所得割額調 (7月1日現在)

	年 度				R1		R2				
区	分					税	額(千円)	構成比 (%)	税 額(千	円)	構成比 (%)
給		与	所		得		13,584,817	85.3	13,770,5	29	85.0
営	業	(*	争)	所	得		761,333	4.7	759,2	49	4.7
農		業	所		得		13,370	0.1	13,1	06	0.1
そ	0)	他	0)	所	得		1,574,358	9.9	1,660,2	51	10.2
	合			計		-	15,933,878	100.0	16,203,1	35	100.0

6 個人市民税課税標準額段階別(所得割)納税義務者調(7月1日現在) (単位:人)

年 度 課税標準額の段階	R3	R4	R5
10万円以下の金額	4,739	4,581	4,706
10万円を超え 100万円以下	40,419	40,148	39,793
100万円 / 200万円 /	36,358	36,648	36,571
200万円 / 300万円 /	19,945	20,838	21,720
300万円 / 400万円 /	11,155	11,558	11,771
400万円 / 550万円 /	8,189	8,521	8,316
550万円 / 700万円 /	2,689	2,781	2,820
700万円 / 1,000万円 /	2,215	2,299	2,409
1,000万円を超える金額	2,005	2,087	2,205
合 計	127,714	129,461	130,311

R3		R4		R5		
人 員(人)	構成比 (%)	人 員(人)	構成比(%)	人 員(人)	構成比(%)	
104,468	81.8	106,060	81.9	106,949	82.1	
4,517	3.5	4,604	3.6	4,411	3.4	
143	0.1	124	0.1	133	0.1	
18,586	14.6	18,673	14.4	18,818	14.4	
127,714	100.0	129,461	100.0	130,311	100.0	

R3		R4		R5		
税 額(千円)	構成比 (%)	税 額(千円)	構成比 (%)	税 額(千円)	構成比 (%)	
13,542,972	85.4	13,844,331	85.1	14,073,324	85.0	
760,768	4.8	850,536	5.2	792,227	4.7	
13,592	0.1	12,696	0.1	11,858	0.1	
1,543,961	9.7	1,570,070	9.6	1,683,239	10.2	
15,861,293	100.0	16,277,633	100.0	16,560,648	100.0	

7 個人市民税課税標準額段階別所得割額課税状況(7月1日現在)

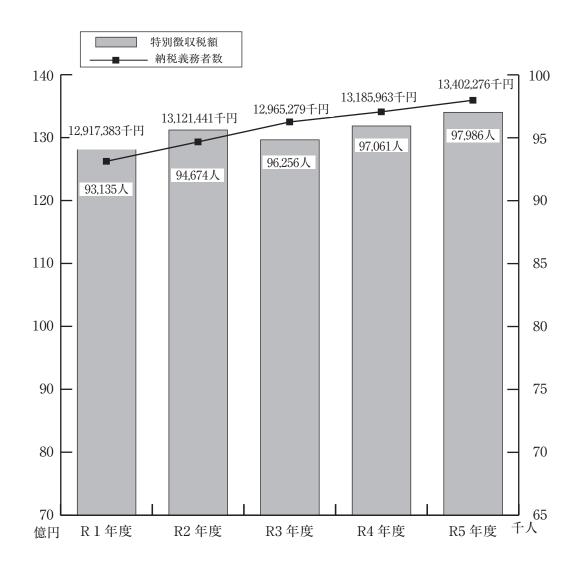
(単位:千円)

年 度 課税標準額の段階	R3	R4	R5
10万円以下の金額	79,764	58,995	116,247
10万円を超え 100万円以下	1,284,050	1,272,235	1,288,301
100万円 / 200万円 /	2,968,859	2,989,547	2,996,198
200万円 / 300万円 /	2,740,298	2,839,721	2,942,436
300万円 / 400万円 /	2,229,771	2,289,538	2,305,714
400万円 / 550万円 /	2,177,306	2,252,981	2,189,714
550万円 / 700万円 /	952,513	981,644	998,955
700万円 〃 1,000万円 〃	1,046,679	1,090,959	1,117,403
1,000万円を超える金額	2,382,018	2,501,925	2,605,680
合 計	15,861,258	16,277,545	16,560,648

8 個人市民税特別徴収義務者等に関する調 (7月1日現在)

		年 度	D1	DO	Do	D.4	D.E.
区分			R1	R2	R3	R4	R5
特別徴収義務者数	(人)	給与特徴	13,485	13,646	13,769	13,918	14,045
付別似找我伤有奴	(人)	年金特徴	7	7	7	7	7
納税義務者数	(人)	給与特徴	93,135	94,674	96,256	97,061	97,986
州 7亿 我 伤 石 奴		年金特徴	20,029	20,222	20,613	20,852	21,113
うち均等割のみ	(人)	給与特徴	2,884	2,902	2,955	2,945	3,012
りりやす前のみ		年金特徴	2,770	2,862	2,939	3,068	3,076
特別徴収税額((千円)	給与特徴	12,917,383	13,121,441	12,965,279	13,185,963	13,402,276
付 別 嵌 収 饱 領((117)	年金特徴	621,359	625,105	633,700	639,171	633,114

9 個人市民税特別徴収税額(給与特徴)の推移



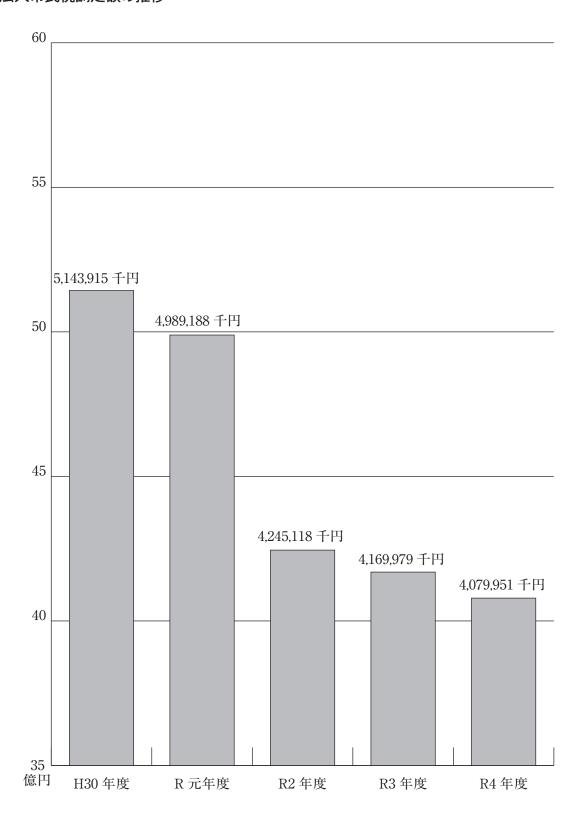
10 法人市民税調定額調(3月31日現在)

年度区分	納税義務者数(社)	均等割額(千円)	法人税割額(千円)	合 計(千円)	
H30	8,593	1,323,868	3,820,047	5,143,915	
R1	8,665	1,321,209	3,667,979	4,989,188	
R2	8,673	1,313,241	2,931,877 4,245,118		
R3	8,757	1,287,048	2,882,931	4,169,979	
R4	8,812	1,323,210	2,756,741	4,079,951	

11 法人市民税年度月別調定額調

年度		R2		R3		R4
月	申告件数 (件)	調 定 額 (千円)	申告件数 (件)	調 定 額 (千円)	申告件数 (件)	調 定 額 (千円)
4月	1,021	129,766	1,019	119,916	1,093	149,683
5月	1,948	554,329	2,132	870,628	2,311	1,031,863
6月	1,738	1,297,402	1,654	798,311	1,856	698,856
7月	1,021	291,346	1,001	288,465	1,160	150,413
8月	1,017	226,225	971	160,363	1,038	162,500
9月	804	162,473	789	144,488	851	166,135
10月	897	184,486	855	177,535	861	166,437
11月	1,812	723,155	1,833	801,185	1,876	725,216
12月	924	355,420	929	440,184	1,018	474,144
1月	483	72,173	512	71,221	499	71,142
2月	828	118,408	870	131,415	931	172,775
3月	682	129,935	665	166,268	669	110,787
計	13,175	4,245,118	13,230	4,169,979	14,163	4,079,951

12 法人市民税調定額の推移



13 法人市民税均等割納税義務者数調(3月31日現在)

法人の内	訳	R2年度	R3年度	R4年度
資本金等の額	従業者数	(社)	(社)	(社)
50億円超	50人超	68	68	69
10億円超 50億円以下	50人超	19	20	17
10億円超	50人以下	619	631	595
1億円超 10億円以下	50人超	57	56	56
1億円超 10億円以下	50人以下	479	472	459
1千万円超 1億円以下	50人超	141	148	142
1千万円超 1億円以下	50人以下	1,315	1,309	1,314
1千万以下	50人超	76	70	74
その他の法人		5,899	5,983	6,086
合 計		8,673	8,757	8,812

14 法人市民税均等割調定額調(3月31日現在)

法人の内	訳	R2年度	R3年度	R4年度
資本金等の額	従業者数	(千円)	(千円)	(千円)
50億円超	50人超	260,616	146,058	130,338
10億円超 50億円以下	50人超	43,214	24,560	21,060
10億円超	50人以下	304,666	401,596	451,736
1億円超 10億円以下	50人超	26,030	21,094	21,296
1億円超 10億円以下	50人以下	92,320	96,954	99,443
1千万円超 1億円以下	50人超	24,576	24,702	24,024
1千万円超 1億円以下	50人以下	204,739	207,992	208,432
1千万以下	50人超	10,170	9,552	9,870
その他の法人	_	346,910	354,540	357,011
合 計		1,313,241	1,287,048	1,323,210

15 法人市民税業種別税割額調(3月31日現在)

	年 度		R 2			R 3			R 4	1
産業区分		調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)	調定額 (千円)	前年比 (%)	構成比 (%)
建設	業	433,943	90.3	14.8	378,573	87.2	13.1	320,189	84.6	11.6
製造	業	191,250	64.3	6.5	167,500	87.6	5.8	153,111	91.4	5.6
卸・小	売 業	601,112	75.2	20.5	620,739	103.3	21.5	544,725	87.8	19.8
金融・保	険 業	677,165	77.7	23.1	757,243	111.8	26.3	763,828	100.9	27.7
不動產	雀 業	192,546	86.4	6.6	192,643	100.1	6.7	188,255	97.7	6.8
運輸・通	信 業	181,409	73.7	6.2	104,155	57.4	3.6	170,269	163.5	6.2
電 気・ガ	ス業	114,456	101.3	3.9	129,838	113.4	4.5	49,111	37.8	1.8
サービ	ス業	443,716	79.9	15.1	480,841	108.4	16.7	511,266	106.3	18.5
その他(農業	·水産)	4,731	63.3	0.2	1,751	37.0	0.1	593	33.9	0.0
随時	分	91,549	123.1	3.1	49,648	54.2	1.7	55,395	111.6	2.0
合言	it	2,931,877	79.9	100.0	2,882,931	98.3	100.0	2,756,741	95.6	100.0

〔市たばこ税〕

1 市たばこ税調定額調

区分	売渡本数	調	定 額	調定額 前年比	税率
年度	(本)		(千	円) (%)	
H30	374,394,023		1,910,309	97.4	1,000本につき5,262円[平成30年9月まで] 1,000本につき5,692円 [平成30年10月以降] 旧3級品については、4,000円
R1	340,667,129		1,931,502	101.1	1,000本につき5,692円 旧3級品については、4,000円 [令和元年9月まで] 令和元年10月以降は5,692円
R2	334,908,150		1,864,314	96.5	1,000本につき5,692円[令和2年9月まで] 1,000本につき6,122円 [令和2年10月以降]
R3	333,243,783		1,993,693	106.9	1,000本につき6,122円[令和3年9月まで] 1,000本につき6,552円 [令和3年10月以降]
R4	322,074,690		2,103,439	105.5	1,000本につき6,552円

※平成30年度調定額については、「手持品課税9,221,933円」を含む。 ※令和元年度調定額については、「手持品課税116,531円」を含む。 ※令和2年度調定額については、「手持品課税7,673,640円」を含む。 ※令和3年度調定額については、「手持品課税7,464,176円」を含む。 ※令和4年度調定額については、「手持品課税409,308円」を含む。

2 たばこ月別売渡本数調

		% 市和 4	年度調定額については、 手持品課税 409,308 円」を含む。					
年度	R2		R3		R4			
	売 渡 本 数	前年比	売 渡 本 数	前年比	売渡本数	前年比		
月	(本)	(%)	(本)	(%)	(本)	(%)		
4月	27,174,634	95.0	27,822,303	102.4	26,031,096	93.6		
5月	25,244,550	87.5	27,000,667	107.0	27,058,517	100.2		
6月	26,138,665	85.4	25,377,549	97.1	26,229,231	103.4		
7月	27,764,814	103.3	27,319,464	98.4	27,425,571	100.4		
8月	28,745,637	93.1	26,966,602	93.8	27,386,724	101.6		
9月	26,850,683	91.9	26,333,844	98.1	28,547,692	108.4		
10月	36,243,675	120.4	36,839,717	101.6	27,753,623	75.3		
11月	24,159,877	90.4	23,884,936	98.9	26,407,108	110.6		
12月	26,568,811	97.8	26,107,063	98.3	27,029,061	103.5		
1月	29,435,587	102.2	29,080,781	98.8	28,174,496	96.9		
2月	28,531,969	102.8	28,924,719	101.4	24,555,465	84.9		
3月	28,049,248	111.7	27,586,138	98.3	25,476,106	92.4		
合 計	334,908,150	98.3	333,243,783	99.5	322,074,690	96.6		

〔軽自動車税〕

1 環境性能割調定状況

年 度	R	3	R4		
	台 数	調定額	台 数	調定額	
区分	(台)	(千円)	(台)	(千円)	
	1,365	24,593	1,547	32,004	

2 種別割課税状況(7月1日現在)

				年	度		R1			R2		
						台 数	調定額	台 数前年比	台 数	調定額	台 数前年比	
区分						(台)	(千円)	(%)	(台)	(千円)	(%)	
原		5 () cc	以	下	7,236	14,472	94.6	6,898	13,796	95.3	
原動機付自転車		9 () cc	以	下	806	1,612	98.8	821	1,642	101.9	
 	1	2	5 cc	以	下	1,517	3,641	106.8	1,584	3,802	104.4	
車	""		=	カ	_	210	777	105.5	205	759	97.6	
	二輪				車	3,124	11,246	100.8	3,133	11,279	100.3	
軽自		•	輪		車	2	8	66.7	2	8	100.0	
動 車	四輪車	乗	営	業	用	9	63	112.5	8	55	88.9	
軽自動車及び小型特殊自動車			用	自	家	用	54,094	496,689	101.6	55,255	522,508	102.1
— 小 型 — 特		貨	営	業	用	500	1,773	104.8	508	1,831	101.6	
殊 自		物	自	家	用	16,009	80,836	99.4	15,956	81,540	99.7	
動車	農耕用			用	1,576	3,782	99.6	1,604	3,850	101.8		
	特	茅	k 作	業	用	379	2,236	105.6	404	2,384	106.6	
二輪	0)	小	型自	動	車	4,063	24,378	101.6	4,181	25,086	102.9	
台	ì			計		89,525	641,513	100.6	90,559	668,540	101.2	

3 **非課税及び減免状況** (7月1日現在)

区分	非	課税	減	免	合	計
年 度	(台)	(千円)	(台)	(千円)	(台)	(千円)
R1	553	2,422	736	6,302	1,289	8,724
R2	587	2,555	749	6,640	1,336	9,195
R3	597	2,738	750	6,726	1,347	9,464
R4	586	2,754	757	7,092	1,343	9,846
R5	593	2,810	770	7,266	1,363	10,076

	R3			R4			R5		
台 数	調定額	台 数前年比	台 数	調定額	台 数 前年比	台 数	調定額	台 数 前年比	
(台)	(千円)	(%)	(台)	(千円)	(%)	(台)	(千円)	(%)	
6,574	13,148	95.3	6,338	12,676	96.4	6,174	12,348	97.4	
841	1,682	102.4	894	1,788	106.3	963	1,926	107.7	
1,663	3,991	105.0	1,854	4,450	111.5	1,972	4,733	106.4	
212	784	103.4	238	881	112.3	246	910	103.4	
3,241	11,668	103.4	3,418	12,305	105.5	3,510	12,636	102.7	
2	8	100.0	1	5	50.0	1	5	100.0	
8	57	100.0	9	64	112.5	21	150	233.3	
55,968	544,384	101.3	56,067	564,958	100.2	57,009	584,614	101.7	
566	2,104	111.4	581	2,163	102.7	610	2,281	105.0	
15,730	81,190	98.6	15,800	82,344	100.4	15,886	83,448	100.5	
1,820	4,368	113.5	1,968	4,723	108.1	2,028	4,867	103.0	
424	2,502	105.0	441	2,602	104.0	455	2,685	103.2	
4,299	25,794	102.8	4,504	27,024	104.8	4,753	28,518	105.5	
91,348	691,680	100.9	92,113	715,983	100.8	93,628	739,121	101.6	

4 標識弁償金調定額調(決算額)

年 度 区 分	Н30	R1	R2	R3	R4
件 数	173	126	145	109	115
弁 償 金	25,950	18,900	21,750	16,350	17,250

〔固定資産税,都市計画税〕

1 固定資産税資産別調定額調(5月31日現在)

(単位:千円)

区	年 度	R2	R3	R4	R5
	土 地	5,499,670	5,448,087	5,445,731	5,466,369
固定	家 屋	8,437,496	7,921,995	8,473,329	8,707,019
固定資産	償却資産	2,433,008	2,341,911	2,399,271	2,420,574
	計	16,370,174	15,711,993	16,318,331	16,593,962
交	付 金	192,845	191,394	189,254	186,520
納	付 金	_	_	_	_
	合 計	16,563,019	15,903,387	16,507,585	16,780,482
前	年 比 (%)	102.0	96.0	103.8	101.7

2 固定資産税資産別納税義務者調(5月31日現在)

(単位:人)

区分	年 度	R2	R3	R4	R5
土	地	74,496	75,286	76,180	76,897
家	屋	80,368	80,846	81,853	82,691
償	却 資 産	3,780	3,535	3,962	4,096

⁽注) 法定免税点以上のもの

3 都市計画税資産別調定額調(5月31日現在)

(単位: 千円)

					(十1元,111)
区分	年 度	R2	R3	R4	R5
土	地	760,911	752,963	751,605	751,585
家	屋	923,245	866,263	922,731	943,355
合	計	1,684,156	1,619,226	1,674,336	1,694,940
前 年	比 (%)	101.2	96.1	103.4	101.2

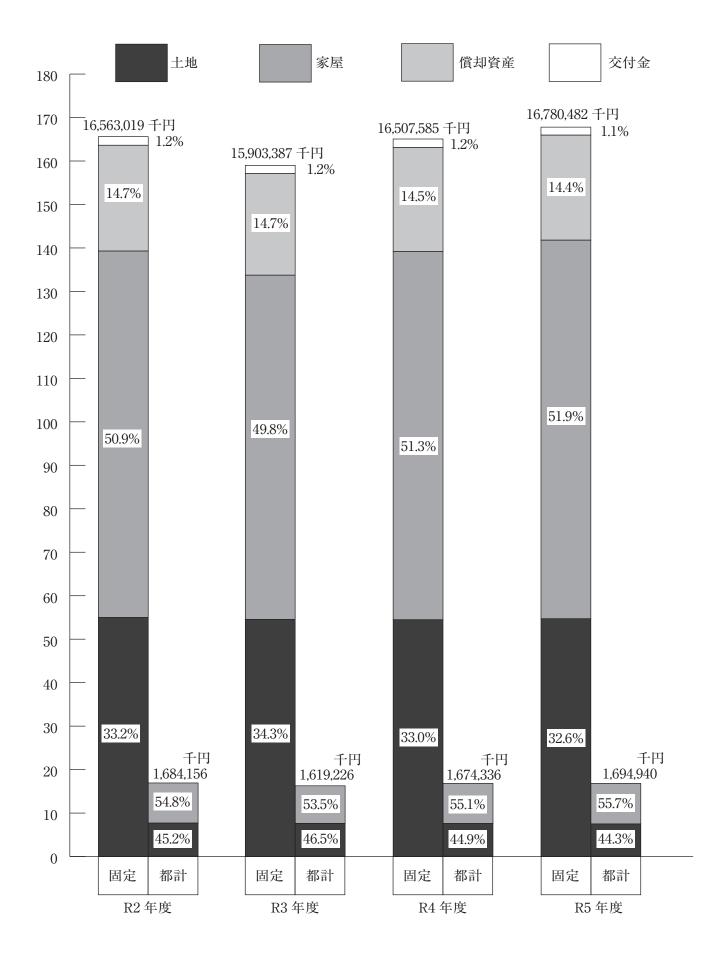
4 都市計画税資産別納税義務者調(5月31日現在)

(単位:人)

					(半匹・八)
区分	年 度	R2	R3	R4	R5
土	地	49,176	49,576	49,953	50,245
家	屋	54,543	54,758	55,307	55,746

(注) 法定免税点以上のもの

5 固定資産税,都市計画税年度別調定額の推移(5月31日現在)



6 土地評価の概要 (5月31日現在)

(1) 総 括

区分			地	積		決	
			非課税地積	評価総地積	法定免税点	法定免税点	総額
					未 満	以上	
地	目		(㎡) (イ)	(m²) (ロ)	(m²) (ハ)	(m²) (ロ)-(ハ) (二)	(千円) (ホ)
ш	一般	田	142,881	34,240,289	1,436,293	32,803,996	3,501,722
田一	介在田·市街化区	区域田	_	252,313	116	252,197	1,560,230
畑	一般	畑	358,590	36,968,476	2,494,076	34,474,400	1,795,913
加	介在畑·市街化区	区域畑	_	1,837,444	3,200	1,834,244	19,957,572
宅	小規模住宅	用地		19,830,782	76,296	19,754,486	441,150,962
	一般住宅。	用地		13,644,198	8,375	13,635,823	208,086,596
l tel.	住宅用地以外の)宅地		10,509,600	717	10,508,883	242,027,398
地	計		3,864,048	43,984,580	85,388	43,899,192	891,264,956
池		沼	781,452	38,061	1,478	36,583	6,718
山	一 般 山	林	2,030,804	26,730,538	2,750,742	23,979,796	973,799
林	介 在 山	林	47,510	812,681	15,104	797,577	2,613,116
牧		場	_	203,817	733	203,084	4,411
原		野	101,462	1,537,044	368,587	1,168,457	201,602
	ゴルフ場)	用地	2,532	2,692,109	208	2,691,901	2,956,472
雑	遊園地等の	用地	20,404	70,565	_	70,565	443,713
種	鉄 軌 道 月	月地	1,053	587,350	_	587,350	5,230,328
地	その他の雑	種 地	3,075,574	11,887,736	451,189	11,436,547	86,470,432
	計		3,099,563	15,237,760	451,397	14,786,363	95,100,945
そ	0)	他	45,050,687				
合		計	55,476,997	161,843,003	7,607,114	154,235,889	1,016,980,984

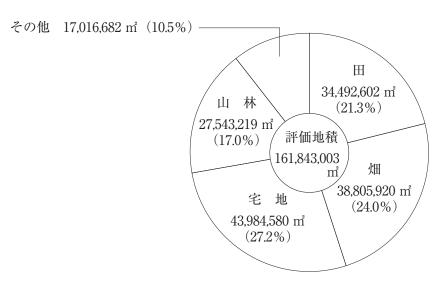
(2) 納税義務者数

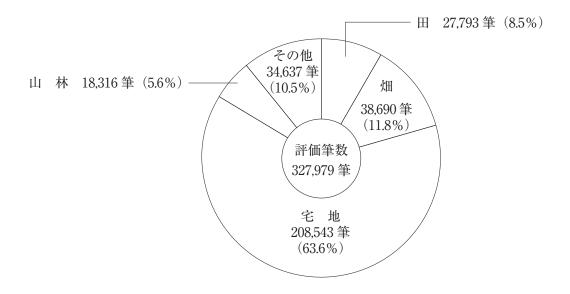
(単位:人)

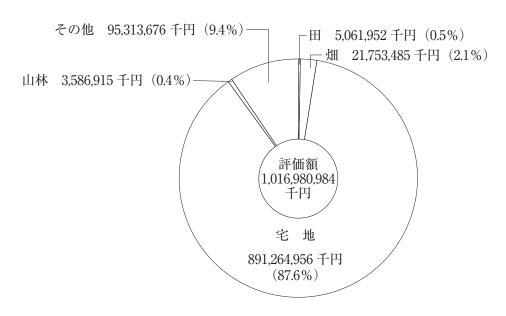
総	数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
86,722		9,825	76,897

 定	 価 柞			 筆	数		単位当	り価格
法定免税点	法定免税点	(ト)の課税	非課税	評 価	法定	法定免税	平均価格	最高価格
未 満	以上	標準額	地筆	総筆	免税点 未 満	点以上	(ホ) (ロ)	
(千円) (へ)	(千円) (未)-(へ) (ト)	(千円) (チ)	(筆) (リ)	(筆) (ヌ)	(筆) (ル)	(筆) (ヌ)-(ル) (ヲ)	(円/m³) (ワ)	(円/m²) (カ)
132,315	3,369,407	3,363,252	155	27,494	1,822	25,672	102	139
1,016	1,559,214	842,719	_	299	2	297	6,184	16,632
114,335	1,681,578	1,680,926	183	35,483	3,153	32,330	49	78
23,324	19,934,248	7,352,484	_	3,207	43	3,164	10,862	32,334
918,942	440,232,020	73,326,502		107,975	1,162	106,813	22,246	118,913
97,735	207,988,861	69,288,467		76,953	565	76,388	15,251	95,721
9,446	242,017,952	168,202,178		23,615	77	23,538	23,029	178,323
1,026,123	890,238,833	310,817,147	2,415	208,543	1,804	206,739	20,263	178,323
72	6,646	5,476	403	35	8	27	177	2,616
100,031	873,768	873,768	480	17,383	3,064	14,319	36	50
2,314	2,610,802	1,827,496	110	933	37	896	3,215	15,913
13	4,398	4,398	_	227	1	226	22	72
11,077	190,525	143,497	200	2,574	629	1,945	131	18,266
239	2,956,233	2,069,363	1	672	1	671	1,098	1,150
_	443,713	310,599	22	5	_	5	6,288	6,288
_	5,230,328	3,457,757	9	1,705	_	1,705	8,904	101,150
474,611	85,995,821	59,899,044	12,023	29,419	4,410	25,009	7,274	87,884
474,850	94,626,095	65,736,763	12,055	31,801	4,411	27,390	6,241	101,150
			87,648					
1,885,470	1,015,095,514	392,647,926	103,649	327,979	14,974	313,005	6,284	

(3) 土地の評価状況







7 土地評価の推移 (5月31日現在)

(1) 課税地積

1	年 度	R3		R4		R5	
地目		地 積(m²)	前年比(%)	地 積(m²)	前年比(%)	地 積(m²)	前年比(%)
田	田 34,758,453		99.8	34,617,152	99.6	34,492,602	99.6
畑	畑 39,445,998		98.9	39,223,804	99.4	38,805,920	98.9
宅	地	43,385,069	100.5	43,599,674	100.5	43,984,580	100.9
池	沼	38,061	100.0	38,061	100.0	38,061	100.0
山	林	27,813,387	99.3	27,684,336	99.5	27,543,219	99.5
牧	場	204,029	100.0	203,918	99.9	203,817	100.0
原	野	1,539,940	98.0	1,545,887	100.4	1,537,044	99.4
雑 種	地	14,827,748	102.7	15,132,248	102.1	15,237,760	100.7
計	•	(55,307,315) 162,012,685	99.9	(55,274,920) 162,045,080	100.0	(55,476,997) 161,843,003	99.9

(注) () 内は非課税地積

(2) 課税筆数

年度	R3		R4		R5	
地目	筆 数(筆)	前年比(%)	筆 数(筆)	前年比(%)	筆 数(筆)	前年比(%)
田	28,082	99.7	27,958	99.6	27,793	99.4
畑	39,328	99.3	39,125	99.5	38,690	98.9
宅 地	203,474	101.1	205,556	101.0	208,543	101.5
池 沼	35	100.0	35	100.0	35	100.0
山 林	18,380	99.5	18,390	100.1	18,316	99.6
牧 場	229	101.8	229	100.0	227	99.1
原 野	2,632	99.5	2,638	100.2	2,574	97.6
雑 種 地	31,019	102.5	31,507	101.6	31,801	100.9
計	(102,133) 323,179	100.8	(102,727) 325,438	100.7	(103,649) 327,979	100.8

(注) () 内は非課税筆数

(3) 評 価 額

至	F 度	R3		R4		R5	
地目		評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)	評価額(千円)	前年比(%)
田		4,548,861	100.2	4,682,196	102.9	5,061,952	108.1
畑		23,516,438	94.0	22,809,347	97.0	21,753,485	95.4
宅	地	887,150,119	99.3	886,799,249	100.0	891,264,956	100.5
池	沼	6,737	100.0	6,718	99.7	6,718	100.0
山	林	3,929,428	86.7	3,715,587	94.6	3,586,915	96.5
牧	場	4,427	100.0	4,419	99.8	4,411	99.8
原	野	242,211	93.7	224,743	92.8	201,602	89.7
雑 種	地	94,922,090	101.2	95,500,908	100.6	95,100,945	99.6
計		1,014,320,311	99.3	1,013,743,167	99.9	1,016,980,984	100.3

(注) R3年度は基準年度

8 宅地にかかる用途別評価状況 (法定免税点以上のもの) (5月31日現在)

	区分		V 1 15-	and the Miller	単位当	り価格
 地	区別	地積 (㎡)(イ)	決定価格 (千円)(ロ)	課税標準額 (千円)	平均価格 (円/㎡) (ロ)/(イ)	最高価格 (円/㎡)
	繁 華 街	_	_	_	_	_
商	高度商業地区I	_	_	_	_	_
商業地区	高度商業地区Ⅱ	160,268	14,469,159	9,274,063	90,281	178,323
区	普通商業地区	2,037,615	89,575,676	50,981,414	43,961	94,390
	計	2,197,883	104,044,835	60,255,477	47,339	178,323
<i>A</i> -	併用住宅地区	3,374,729	99,784,776	48,457,406	29,568	62,210
住宅地区	高級住宅地区	_	_	_	_	_
地区	普通住宅地区	20,648,395	507,390,387	137,540,417	24,573	75,528
	計	24,023,124	607,175,163	185,997,823	25,275	75,528
	大工場地区	_	_	_	_	_
工業地	中小工場地区	845,334	11,660,258	7,756,569	13,794	26,919
地 区	家内工場地区	_	_	_	_	_
	計	845,334	11,660,258	7,756,569	13,794	26,919
村	集 団 地 区	3,749,969	56,848,020	19,040,362	15,,160	24,897
村落地	村 落 地 区	12,706,676	109,559,043	37,196,007	8,622	23,173
区	計	16,456,645	166,407,063	56,236,369	10,112	24,897
農	業用施設の用に供する宅地	376,206	951,514	570,909	2,529	2,567
	計	43,899,192	890,238,833	310,817,147	20,279	178,323

9 家屋評価の概要(5月31日現在)

(1) 総 括

	区分	総 数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	非課税家屋の 棟数及び床面積
納税	義務者数 (人)	86,234	3,543	82,691	棟 数 867棟
棟	木造	89,993	4,694	85,299	床面積 864,356㎡
数	木造以外	27,018	346	26,672	
(棟)	計	117,011	5,040	111,971	
床	木造	9,410,557	165,010	9,245,547	
面積	木造以外	8,490,509	10,097	8,480,412	
(m^2)	計	17,901,066	175,107	17,725,959	
決	木造	255,858,901	256,332	255,602,569	
決定価格(千円)	木造以外	392,552,977	35,204	392,517,773	
(千円)	计	648,411,878	291,536	648,120,342	
価単	木 造	27,188	1,553	27,646	
格当	木造以外	46,234	3,487	46,285	
(円) ^一 り	計	36,222	1,665	36,563	

(2) 家屋評価の推移

① 全 家 屋

分分		全	家 屋		非認	果税家屋	納 税 義務者
年	棟数	床面積	決定価格	単位当り 価格	棟数	床面積	(人)
年度	(棟)	(m²)	(千円)	(円)	(棟)	(m²)	
R1	115,849	17,522,833	616,231,388	35,167	822	781,606	83,652
R2	115,921	17,611,913	634,068,170	36,002	834	817,820	84,227
R3	115,811	17,689,599	619,857,882	35,041	829	837,827	84,776
R4	116,401	17,786,545	632,274,195	35,548	879	863,318	85,479
R5	117,011	17,901,066	648,411,878	36,222	867	864,356	86,234

② 木 造 家 屋

区分		専 用 住 宅 共同住宅						住宅	· 寄 宿	音舎							
	棟 数		床	面	積	決 定	き佃	i格	単位価	当り格	棟	数	床	面	積	決定	西格
年度	(7	東)			(m^2)			(千円)		(円)		(棟)			(m²)		(千円)
R1	63,371		7	,341,	357	201,	360	,846	27,	428	1,	971		468,	.179	17,010),902
R2	63,862		7	,415,	930	210,8	812	,145	28,	427	1,	988		477,	424	17,783	3,268
R3	64,248		7	,485,	280	203,	661	,771	27,	208	2,	001		484,	616	16,852	2,176
R4	64,903		7	,570,	711	212,8	874	,798	28,	118	2,	026		493,	659	17,612	2,231
R5	65,537		7	,652,	451	221,0	661	,288	28,	966	2,	039		503,	650	18,513	3,720

区分		旅館・料亭・ホテル										事務所・銀行・店舗					
	棟	数	床	面	積	決定	: 佃	i格	単位価	:当り 格	棟	数	床	面	積	決定	适価 格
年度 \		(棟)			(\vec{m})			(千円)		(円)		(棟)			(\vec{m})		(千円)
R1		91		9,	955		113,	667	11,	418	1,	765		203,	256	4,8	353,813
R2		85		9,	160		102,	283	11,	166	1,	786		208,	080	5,2	215,887
R3		85		9,	160		98,	045	10,	704	1,	769		207,	339	4,9	929,643
R4		85		9,	160		98,	045	10,	704	1,	779		210,	184	5,	186,317
R5		73		8,	827		91,	062	10,	316	1,	804		215,	103	5,5	549,254

\ 区分			計											
	棟 数	床	面	積	決	定	価	格	単	位	当	ŋ	価	格
年度	(棟)			(m²)				(千円)						(円)
R1	89,266		9,	099,484		2	33,42	3,195					25,6	652
R2	89,222		9,	171,003		2	244,09	0,086					26,6	615
R3	89,056		9,	230,910		2	35,30	4,104					25,4	491
R4	89,539		9,	323,920		2	45,73	0,170					26,3	355
R5	89,993		9,	410,557		2	55,85	8,901					27,	188

		———— 併	用		住		宅		
単位当り 価 格	棟 数	床 面	積	決	定	価	格	単位 価	当り格
(円)	(棟)		(m²)			(=	千円)		(円)
36,334	3,599	459,06	8	(6,90	3,85	54	15,	039
37,248	3,538	453,38	31	(6,91	0,44	14	15,	242
34,774	3,468	446,05	66	(5,56	2,82	20	14,	713
35,677	3,432	442,23	80	(6,56	6,31	15	14,	848
36,759	3,371	435,60)7	(6,54	0,73	34	15,	015

		劇場	・病院		工場・倉庫・土蔵・附属家						
単位当り 価 格	棟 数	床 面 積	決定価格	単位当り 価 格	棟 数	床 面 積	決定価格	単位当り 価 格			
(円)	(棟)	(m²)	(千円)	(円)	(棟)	(m²)	(千円)	(円)			
23,880	61	12,836	360,949	28,120	18,408	604,833	2,819,164	4,661			
25,067	63	13,496	402,015	29,788	17,900	593,532	2,864,044	4,825			
23,776	68	14,544	439,645	30,229	17,417	583,915	2,760,004	4,727			
24,675	70	15,607	504,000	32,293	17,244	582,369	2,888,464	4,960			
25,798	73	16,146	546,335	33,837	17,096	578,773	2,956,508	5,108			

③ 非木造家屋

区分		事務所・店舗・百貨店								住年	言·	アパー	- 				
	棟	数	床	面	積	決 定	価	格	単位 価	当り 格	棟	数	床	面	積	決 定	価格
年度 \		(棟)			(m^2)			(千円)		(円)		(棟)			(m²)		(千円)
R1	3,	653	2	2,528,	978	135,3	398,	865	53,	539	15,	051	3	3,949,	761	187,8	72,427
R2	3,	634	2	2,505,	064	135,6	553,2	234	54,	152	15,	207	3	3,977,	707	191,8	06,935
R3	3,	614	2	2,514,	318	134,3	350,0	611	53,	434	15,	333	4	1,000,	921	189,9	03,509
R4	3,	598	2	2,503,	163	134,4	107,	994	53,	695	15,	452	4	1,023,	653	192,6	45,292
R5	3,	594	2	2,500,	253	135,4	128,	106	54,	166	15,	578	4	1,056,	961	196,6	28,740

区分		そ		Ø,)		,	也			í	合	
	棟	数	床	面積	決	定(斯格	単位当り 価 格	棟	数	床	面	積
年度 \		(棟)		(m^2)			(千円)	(円)		(棟)			(m²)
R1		5,242		592,860		13,0)46,213	22,006		26,583		8,4	23,349
R2		5,216		585,192		13,0)49,627	22,300		26,699		8,4	40,910
R3		5,183		582,997		12,6	503,873	21,619		26,755		8,4	58,689
R4		5,185		578,185		12,6	519,318	21,826		26,862		8,4	62,625
R5		5,211		572,844		12,8	328,974	22,395		27,018		8,4	90,509

(3) 新增築家屋評価件数等調

区分	棟 数	床	面	積	評	価	額	前	年	比	滅	失	棟	数
年度	(棟)			(m²)			(千円)			(%)				(棟)
R1	1,649		25	57,927		20,15	59,397			94.0]	1,503
R2	1,612		25	52,697		20,75	56,712			103.0]	1,615
R3	1,508		22	25,387		17,77	72,657			85.6]	1,655
R4	1,513		19	06,920		15,19	99,536			85.5				978
R5	1,488		21	2,313		17,35	53,531			114.2				935

		病院	・ホテル			工場・介	倉庫・市場	
単位当り 価 格	棟 数	床 面 積	決定価格	単位当り 価 格	棟 数	床 面 積	決定価格	単位当り 価 格
(円)	(棟)	(m²)	(千円)	(円)	(棟)	(m²)	(千円)	(円)
47,566	258	376,384	27,366,069	72,708	2,379	975,366	19,124,619	19,608
48,220	256	389,754	29,778,171	76,402	2,386	983,193	19,690,117	20,027
47,465	251	385,714	29,188,444	75,674	2,374	974,739	18,507,341	18,987
47,878	252	386,410	28,083,429	72,678	2,375	971,214	18,787,992	19,345
48,467	259	390,304	28,462,652	72,924	2,376	970,147	19,204,505	19,795

計	
決定価格	単 位 当り 価 格
(千円)	(円)
382,808,193	45,446
389,978,084	46,201
384,553,778	45,463
386,544,025	45,677
392,552,977	46,234

10 償却資産の概要 (5月31日現在)

(1) 総 括

				課税標準額	頁の内訳
種	類	決定価格	課税標準額	課税標準額の特例規定 の適用を受けるもの	左以外のもの
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	構 築 物	38,363,559	38,224,932	68,733	38,156,199
	機械及び装置	52,926,979	51,043,945	516,848	50,527,097
市町村長	船舶	47,932	47,932	_	47,932
が価格を決定した	航 空 機	11,123	11,123	-	11,123
\$ 0	車両及び運搬具	432,031	432,031	_	432,031
	工具器具及び備品	28,232,824	28,063,769	8,968	28,054,801
	小 計	120,014,448	117,823,732	594,549	117,229,183
	総務大臣が価格等を 決定配分したもの	49,401,990	46,702,332		
法第389条 関 係	道府県知事が価格等 を決定配分したもの	9,466,010	8,450,865		
	小 計	58,868,000	55,153,197		
合	=	178,882,448	172,976,929		

(2) 納税義務者数

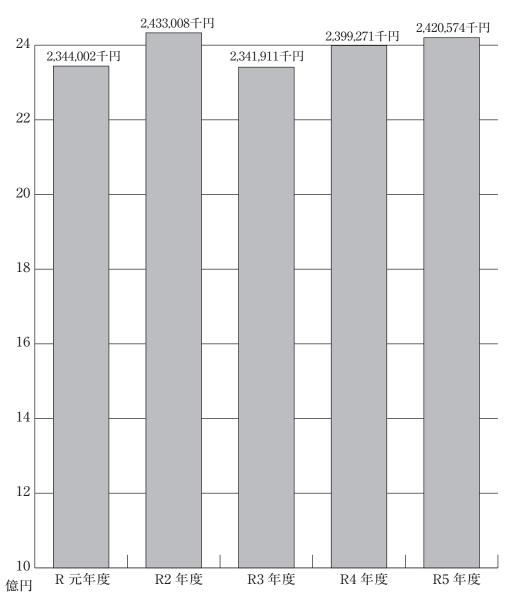
(単位:人)

総	数	法定免税点未満のもの	法定免税点以上のもの
,	7,876	3,780	4,096

(3) 償却資產調定額等調

年 度	納税義務者数 (人)	調定額(千円)
R1	3,531	2,344,002
R2	3,780	2,433,008
R3	3,535	2,341,911
R4	3,962	2,399,271
R5	4,096	2,420,574

(4) 償却資産調定額の推移



11 固定資産課税台帳の閲覧状況 (5月1日現在)

区分	土 地	家 屋	償却資産	計
年度	(件)	(件)	(件)	(件)
R1	296	199	41	536
R2	269	190	23	482
R3	326	227	27	580
R4	308	211	30	549
R5	278	221	32	531

12 固定資産評価審査委員会

固定資産評価審查委員会審査状況

区分	審	査	件	数		委	員	数	
年度	土	地 (件)	家		屋 (件)	安	貝	奴	(人)
H30	_			_			3		
R1	_			_			3		
R2	2			_			3		
R3	_			_			3		
R4	_			_			3		

〔入湯税〕

1 入湯税調定額調

区分	入湯者数	調定額
年 度	(人)	(円)
R3	50,032	7,504,800
R4	4,016	602,400

2 月別入湯者数調

年 度	R3	R4
月	入湯者数 (人)	入湯者数 (人)
4月	961	341
5月	879	331
6月	748	143
7月	760	313
8月	5900	320
9月	6209	582
10月	5436	341
11月	7813	344
12月	8325	304
1月	8988	336
2月	3749	323
3月	264	338
合 計	50,032	4,016

※過年度課税分を含む

〔徴収関係〕

1 督促状発付状況

年度		H30			R1		
税目	調定額(円)	督促状 (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 (円)	割合(%)	調定額 (円)
市 県 民 税 (普通徴収)	5,619,495,100	(23,609) 803,330,944	14.3	5,112,877,100	(22,411) 755,472,674	14.8	5,257,934,400
固定資産税 (都計含む)	17,448,815,400	(36,691) 1,082,851,939	6.2	17,779,994,700	(34,958) 1,061,437,465	6.0	18,081,954,200
軽自動車税	618,377,600	(12,457) 92,958,101	15.0	646,976,700	(11,720) 89,866,750	13.9	687,193,500
合 計	23,686,688,100	(72,757) 1,979,140,984	8.3	23,539,848,500	(69,089) 1,906,776,889	8.1	24,027,082,100

2 市税の預金口座振替状況

年 度		H30			R1	
税目	納付件数	税	額 (円)	納付件数	税	額(円)
市 県 民 税 (普通徴収)	19,536	1,52	6,107,256	19,208	1	,351,305,393
固定資産税(都計含む)	108,981	4,40	4,718,000	107,123	4	,451,682,700
軽 自 動 車 税	4,549	2	6,238,500	4,563		27,105,400
合 計	133,066	5,95	7,063,756	130,894	5	5,830,093,493

R2			R3			R4	
督促状 (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 (円)	割合(%)	調定額 (円)	督促状 (円)	割合(%)
(20,671) 698,408,162	13.3	4,938,570,200	(18,859) 649,793,449	13.2	5,259,141,120	(19,414) 688,190,351	13.1
(32,542) 1,013,617,697	5.6	17,378,407,500	(30,193) 860,014,877	4.9	18,056,444,100	(29,713) 851,064,021	4.7
(10,607) 82,463,100	12.0	715,186,900	(9,564) 76,463,796	10.7	747,778,200	(9,372) 75,138,320	10.0
(63,820) 1,794,488,959	7.5	23,032,164,600	(58,616) 1,586,272,122	6.9	24,063,363,420	(58,499) 1,614,392,692	6.7

(注) () 内は督促状発付件数,手数料1件につき100円。(昭和55年までは1件50円)

	R2					R4		
納付件数	税	額 (円)	納付件数	税	額 (円)	納付件数	税	額 (円)
18,573	1,366	5,682,184	17,931		1,352,090,850	18,035		1,394,361,087
105,708	4,684	-,816,200	105,243		4,673,267,200	105,564		5,092,028,500
4,607	28	3,619,000	4,669		29,831,200	4,666		30,697,100
128,888	6,080),117,384	127,843		6,055,189,250	128,265		6,517,086,687

(注) 昭和48年10月1日より実施。軽自動車税は平成17年度より実施。

3 過誤納金の還付状況

			現		年	度		分
		本	税	督负	足手数料	延	滞金	還
年人度	税目	取扱 件数	税 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)	取扱 件数
	個人市県民税	4,826	50,487,700	135	13,500	32	45,323	3
	法人市民税	541	49,030,210	9	900	6	17,000	51
Do	固定資産税	703	17,349,150	283	28,300	17	19,400	6
R2	軽自動車税	73	439,500	52	5,200	2	3,000	0
	その他の市税	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	6,143	117,306,560	479	47,900	57	84,723	60
	個人市県民税	4,692	51,084,350	150	15,400	19	57,200	1
	法人市民税	474	29,850,500	3	300	6	14,300	31
מת	固定資産税	665	16,154,600	240	23,730	20	34,500	_
R3	軽自動車税	76	512,100	50	5,000	2	16,300	_
	その他の市税	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	5,907	97,601,550	443	44,430	47	122,300	32
	個人市県民税	5,049	51,776,160	94	9,400	17	31,400	1
	法人市民税	552	40,625,500	3	300	10	10,800	27
D4	固定資産税	704	21,560,840	260	25,922	7	9,900	1
R4	軽自動車税	70	465,800	41	4,100	_	_	_
	その他の市税	_	_	_	_	_	_	_
	合 計	6,375	114,428,300	398	39,722	34	52,100	29

			過	年		度		分
付加算金	本	税	督促	上手 数 料	延	滞金	還 付	加算金
金 額 (円)	取扱 件数	税 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)	取扱 件数	金 額 (円)
13,200	3,656	58,393,517	66	6,600	11	11,700	91	183,100
260,800	693	86,079,700	4	1,900	6	22,700	131	780,400
42,400	226	17,799,300	59	5,900	4	3,100	18	827,800
0	33	267,500	24	2,400	2	3,700	0	0
_	_	_	_	_	_	_	_	_
316,400	4,608	162,540,017	153	16,800	23	41,200	240	1,791,300
1,100	3,578	62,812,050	67	6,700	20	16,900	51	85,100
103,700	590	78,187,400	4	400	15	88,900	69	431,000
_	160	4,120,007	63	6,300	9	1,500	11	72,900
_	20	110,600	14	1,400	2	3,200	_	_
_	_	_	_	_	_	_	_	_
104,800	4,348	145,230,057	148	14,800	46	110,500	131	589,000
2,600	4,056	56,634,154	63	6,300	23	36,800	61	112,600
94,600	683	71,037,700	_	-	8	19,800	70	293,400
1,200	147	2,874,400	49	4,900	5	24,200	17	39,200
_	33	257,600	24	2,400	5	8,500	_	_
_	_	_	_	-	_	_	_	_
98,400	4,919	130,803,854	136	13,600	41	89,300	148	445,200

4 差押件数調

12.		aler*	R元	年度	R2-	年度	R3	年度	R44	年度
種		類	件	数	件	数	件	数	件	数
不	動	産		43		37		32		31
電影	5 加	入 権		_		_		_		_
不動產	産と電話	加入権		_		_		_		_
債		権		925		1,040		1,031		1,151
自	動	車		_		_		_		-
動		産		_		_		_		-
出	資	金		_		1		_		_
そ	0)	他		_		_		_		1
合		計		968		1,078		1,063		1,183

5 令和 4 年度不納欠損処分事由別

事由	地第第	方 税 法 18 条 1 項	地 第 13 第	方 税 法 5 条 の 7 4 項		方 税 法 5 条 の 7 5 項		計
税目	期別 件数	税 額 (円)	期別 件数	税 額 (円)	期別 件数	税 額 (円)	期別 件数	税 額 (円)
市民税	887	12,142,411	1,575	32,216,739	249	4,149,218	2,711	48,508,368
固定資産税	712	6,459,401	928	20,535,008	222	4,753,725	1,862	31,748,134
軽自動車税	263	1,806,202	375	2,993,845	25	199,030	663	4,999,077
特別土地保有税	_	_	_	_	_	_	_	_
都市計画税	712	507,765	928	2,154,853	222	446,192	1,862	3,108,810
合 計	879	20,915,779	3,806	57,900,445	718	9,548,165	7,098	88,364,389

6 不納欠損額状況

	年	度		H30			R1			R2			R3			R4	
税	目		期別件数	税	額 (円)	期別件数	税	額 (円)	期別 件数	税	額 (円)	期別 件数	税	額 (円)	期別件数	税	額 (円)
市	民	税	5,291	116,05	6,258	5,677	116,36	67,015	4,996	98,7	67,811	3,564	65,83	34,239	2,711	48,50	08,368
個		人	5,219	110,95	4,296	5,592	109,32	26,474	4,921	93,6	75,563	3,513	59,86	59,909	2,673	45,18	85,437
法	÷	人	72	5,10	1,962	85	7,04	40,541	75	5,0	92,248	51	5,96	54,330	38	3,32	22,931
固知	定資產	産税	3,210	79,61	7,620	3,328	81,69	99,762	3,625	129,2	45,635	2,716	41,55	58,980	1,862	31,7	48,134
軽	自動耳	車税	1,204	5,42	7,396	1,401	7,07	78,229	1,299	7,8	14,445	1,058	7,37	76,881	663	4,99	99,077
特別	上地保	具有税	_		_	_		-	_		_	_		_	_		_
都市	 計計	画税	3,210	9,09	2,576	3,328	9,10	05,312	3,625	16,3	92,619	2,716	4,37	78,982	1,862	3,10	08,810
合		計	12,915	210,19	3,850	13,734	214,25	50,318	13,545	252,2	20,510	10,054	119,14	19,082	7,098	88,30	64,389

[その他]

1 証明件数の推移

区分	納税	証明	不動) 産 証 明	市県民税証明	地図, 公簿等写し
年度		(件)		(件)	(件)	(件)
H30		8,354		21,370	59,495 (431)	1,878
R1		7,633		20,642	47,628 (477)	2,033
R2		9,523		20,765	40,319 (893)	1,966
R3		6,864		17,238	39,428 (1,678)	2,384
R4	8,389			19,913	39,730 (2,529)	2,339

^{※ ()} 内の数字は、コンビニ交付サービスによる件数の内訳を表す。

2 証明手数料一覧

(1)	各種証明書交付手数料(土地は1筆,家屋は1棟をもって1件)	1件	350円
(2)	地図、公簿等写し交付手数料	1件	350円
(3)	納税証明に関する手数料(1年度・1税目をもって1件)	1件	350円
(4)	コンビニ交付サービスによる市県民税証明書交付手数料	1件	300円

3 公示送達の推移

区分	市県	民 税	固定資	産 税	軽自動	市 税
年度	通知書発送件 数	公 示 送 達 件 数	通知書発送件 数	公示送達件 数	通知書発送 件 数	公 示 送 達 件 数
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
R1	44,438	60	101,885	16	90,392	93
R2	44,381	34	102,881	14	91,394	57
R3	43,535	23	103,327	15	92,191	57
R4	44,224	35	104,318	10	92,956	60
R5	44,740	38	105,092	9	94,479	75

[※]平成4年度より市県民税課税明細書送付 ※平成5年度より固定資産税課税明細書送付

4 税務手当(特殊勤務手当)

(1)	庁外で徴収の業務に従事したとき	1日	200円
(2)	差押えの業務に従事したとき	1件	600円
(3)	強制執行の業務に従事したとき	1件	800円

5 市税の賦課徴収に要する経費決算額調

		区				5.	j.				Н	30	年	度
				(1)	市					税			41,9	08,133
税	収	入	額	(2)	個	人	り	Į Į	旻	税			11,0	77,998
				(3)		合		計					52,98	86,131
				(4)	基		本			給			33	33,011
				(5)	諸		手			当			2'	79,529
		-114		イ	超;	過勤	務	手	当				25,967	
徴				口	税	务 特	別	手	当				53	
	人	件	費		ハ	₹ 0.	他(の手	当	て			2	53,509
				(6)	報					酬				_
				(7)	そ		0)			他			12	20,110
				(8)		小		計					73	32,650
				(9)	旅					費				304
税	物	件	費	(10)	賃					金			ļ	54,583
	(R3年度から名称変更)	変更)	(11)	そ		の			他			18	89,601	
				(12)		小		計					2	44,488
				(13)	納期	前斜	付(の奨	励	金				_
	報 奨	金及	び	(14)	納税	貯蓄	組	合 補	助	金				_
		並 及		(15)	納	税	奨	励		金				_
費	C 10 (C	- 独 9 る	社 貝	(16)	そ		0)			他				_
				(17)		小		計						_
				(18)	そ		0)			他			2	29,710
		(19)				小		計					1,00	06,848
				(20)	納税靠	養務者 数	数等を 基 準	にし	た金	額			39	99,729
県	民 税 徴	収取技	汲 費	(21)	報奨	金の	額 に 相 当	する	金	額			4	21,954
				(22)		合		計					42	21,683
	(23)					((21))					58	85,165
ל עון <u> </u>	収入額に対する徴税費の割合		(24)		(18)/(3)							1.9	
- [ハノヽ]はい - [ハ] 7 '〇 [以 [凡 貝 * / 日] 日			(25) (22)/(1)						1.4			1.4		
					吏					員				100
徴	税	職員	数 -		そ	の作	t O) 第	哉	員				_
	176 7					合		計						100
					臨	時		職		員				_

			(半匹・1円)
R 元 年 度	R 2 年 度	R 3 年 度	R 4 年 度
42,168,942	41,705,493	41,214,248	42,089,956
11,118,162	11,259,742	11,087,831	11,310,838
53,287,104	52,965,235	52,302,079	53,400,794
329,352	334,862	334,993	323,094
272,409	275,536	234,800	221,197
23,273	24,743	22,886	24,191
29	22	56	7
249,107	250,771	211,858	196,999
_	_	57,031	57,756
115,471	117,419	143,903	140,014
717,232	727,817	770,727	742,061
51	21	2,828	3,007
40,374	52,531	-	-
129,328	202,504	176,888	236,080
169,753	255,056	179,716	239,087
_	_	-	-
_	-	-	_
_	-	-	-
350	210	_	350
350	210	_	350
18,305	26,617	19,756	25,504
905,640	1,009,700	970,199	1,007,002
404,229	408,969	409,644	414,693
19,781	24,077	25,769	23,249
424,010	433,046	435,413	437,942
481,630	576,654	534,786	569,060
1.7	1.9	1.8	1.8
1.1	1.3	1.2	1.3
101	102	103	101
_	_	_	_
101	102	103	101
_	_		_

〔税 率 等〕

- 【优	<u>平</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
税目	区分	課税客体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
		○市内に住所を有する個人(所得割,均等書○市内に事務所,事業所又は家屋敷を有する		1月1日
	個	いもの(均等割)		
	人			
	市			
	県			
	民			
	税			
市				
		○市内に事務所又は事業所を有する法人(法 ○市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに 市内に事務所又は事業所を有しないもの ○市内に事務所又は事業所を有し、法人課税 により法人税を課される個人(法人税割)	(類する施設を有する法人で (均等割)	
民				
	法			
	仏			
	人			
	市			
税				
	民			
	税			
医员管庭科	至至	1月1日		

課税標準	及び税率	申 告 期 限	斜	期	
○均等割		○市民税の申告書又は所	○普通徴収		
市民税 3,500円 県 (森林湖辺環	民税 2,500円 境税1,000円を含む)	得税の確定申告書 3月15日	第1期	6月21日~6月30日	
(AKTPHUTI AK	元元1,000 1 2 日 3 /	○給与支払報告書	第2期	8月21日~8月31日	
○所得割		1月31日 ○給与支払報告書に係る	第3期	10月21日~10月31日	
市民税	県民税	異動届出書	第4期	翌1月21日~1月31日	
6% ※分離課税所得について	4%	4月14日 ○特別徴収に係る異動届 出書 徴収する義務がなく なる事由が発生した 月の翌月10日	○特別徴収(給与差引) 7月から翌年6月まで毎 月10日 ○特別徴収(年金差引) 5月,7月,9月,11 月,翌年1月,3月の 各月10日		
開始した事業年度分は	- 成26年9月30日までに 14.7%。また、平成26年 0月30日までに開始した	○確定申告事業年度終了の日の翌日から2か月以内○中間申告事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内	○申告	期限と同じ	

法人等の[法人等の区分						
資本金等の額	市内にある事務所・事業所・寮等の 従業者数の合計	均 等 割					
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,600,000円					
10億円を超え50億円以下の法人	50人を超えるもの	2,100,000円					
10億円を超える法人	50人以下のもの	492,000円					
1億円を超え10億円以下の法人	50人を超えるもの	480,000円					
T限円を超えIU限円以下の伝入	50人以下のもの	192,000円					
1千万円を超え1億円以下の法人	50人を超えるもの	180,000円					
11月日を超ん1億日以下の伝入	50人以下のもの	156,000円					
1千万円以下の法人	50人を超えるもの	144,000円					
次の(ア)~(オ)の法人		60,000円					

- ※ (ア) 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項の公益法人等のうち、同法第296条第1項の規定により均等割非課税となるもの以外のもの(法人税法別表2の独立行政法人で収益事業を行うものを除く)
 - (イ) 人格のない社団等
 - (ウ) 一般社団法人及び一般財団法人
 - (エ) 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの (保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は純資産額となります)
 - (オ) 資本金等の額が1千万円以下の法人で市内の従業者数の合計が50人以下のもの

○課税標準額(地方税法で定めのあるものを除		第1期	4月21日 ~ 4月30日
く)の 100 分の 1.4 ○免税点	1月31日 ○新築住宅の軽減額にか	第2期	7月21日 ~ 7月31日
①土 地 30万円	かる申告	第3期	9月21日 ~ 9月30日
②家 屋 20万円 ③償却資産 150万円	1月31日 ○住宅用地の申告	第4期	12月16日~12月25日
○ RAPAE 100// 1	1月31日		

	区分			
税目		課 税 客 体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
軽自動車税	環境性能割	○新車・中古車問わず取得価額が50万円を超える3輪以上の軽自動車の取得	軽自動車の取得者	
	種 別 割	○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○2輪の小型自動車	軽自動車等の所有者又は使用者	4月1日

調	· 税 標	準	及	V,	税率		申	告	期	限	納	期	
車 種		燃費性育	光 等		税自家用	室 営業用	動	車の	取得			受ける軽自	
	電気軽自動車 ★★★★ (※ 75%達成車			非課税	非課税	車両番号の指定を受けるとき 〇上記以外の自動車検査証の記入 けるべき軽自動車の取得 事由発生日から15日以内							
乗用車	★★★★ (※ 60%達成車)かつ令	和12年度	燃費基準	1.0%	0.5%		○その他の軽自動車の取得 事由発生日から15日以内					
	★★★★ (※ 55%達成車)かつ令	和12年度	燃費基準	2.0%	1.0%							
	上記以外の軽	自動車				2.0%							
	電気軽自動車	・天然ガ	ス軽自動	車	H. Sm 4V	B. Smath							
	★★★★(※ +25%達成車		成27年度	E 燃費基達	非課税	課税 非課税							
貨物車	★★★★ (※ +20%達成車		成27年度	E燃費基 達	隼 1.0%	0.5%							
	★★★★(※ +15%達成車		成27年度	集 2.0%	1.0%								
	上記以外の軽	至自動車				2.0%							
							一日が	 得申	生.		5月2	1 H~	
原動機付自 転 車	総排気量 ミニカー(E を超え50cc以	90cc以 125cc以 E輪以上の	もので2)		2,000 円 2,000 円 2,400 円 3,700 円	所 日: ○廃	行者から1 車者 有者	とな 5日以 告	人内	3月2	5月31日	
小型特殊 自 動 車	農耕作	業用の	の も も	の の		2,400 円 5,900 円	1	た日z .内	から	30日			
<u> </u>	二輪のもの (側車		0		3,600 円			1 1					
軽自動車	三輪のもの 登録車 登 3,100円 3 3,100円 3 6 6 6 6 6 7,200円 7 7,200円 8 7,200円 8 7,200円 8 7,200円 9 7,200円 9 7,200円 10 7,200円 10				録 車 (i i,900 円 i,900 円	課 車 (経年重課) 000 円 4,600 円 000 円 8,200 円 300 円 12,900 円 300 円 4,500 円							
二輪	の小型自動		1,000		6,000円	.,							

税目	区分	課税客体	納 税 義 務 者	賦 課 期 日
軽自動車税	種別割			
	方とばこ説	○売渡した製造たばこ	製造たばこの製造者、特定販売業者	売業者又は卸売販売
华另二世代才不	寺川上也呆有兑	○保有土地及び取得土地 保有分 1月1日現在において 保有期限が10年以内の土地 取得分 1月1日,7月1日 1年以内に取得した土地 平成15年4月1日以後,新規の課税は 停止	該当土地の保有者及び取得者	
入海	易税	○鉱泉浴場における入湯	入湯客	
者下言匪禾	都 市 計	○市街化区域内の 土 地 家 屋	土地、家屋の所有者	1月1日
国有資産等所在市町村 金		○国,地方公共団体所有の固定資産で貸付資産等	国,地方公共団体	3月31日

	課	——— 税	標	 準 及	び	税 :	———— 率	申	告	期	限	納	期
グリ・		例(軽課))										
		月1日以降											
の小	ない車	両について	て,登録の										
減	減額内容 おおむね75% おおむね50% おおむね25%												
対	象 車	電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス車(平成21年排出ガス基準 75%低減「★★★★」又は平成30年排ガス規制適合)											
		貨物	乗用	貨物	乗用 (※1)	貨物	乗用 (※2)						
四四	営業用	1,000円	1,800円	_	3,500円	_	5,200円						
輪	自家用	1,300円	2,700円	_	_	_	_						
三	輪	1,00	00円	_	2,000円 (営業用のみ)	_	3,000円 (営業用のみ)						
					度燃費基準 度燃費基準		, , , , ,						
6,55 また	52 円 2,平成	30年10	月から加	熱式たに		を設け、)本につき 新たに課		i月の 告納		分に	つき翌月ラ	末日までに
○ 移 ① ① ② ② ② 分 ⑤ 5, ○ 斜 恒	シ土地の 色税点 ,000 ㎡ 対税義務 亘久的に	保有に対 取得に対 を満 の免除	して 100 供される	分の3	は建築物 質	等があり),一定の	5. ○土	月末日 地の] 取得		いるもの いるもの 末日	
入湯	易客 1 人	1日につ	き 150	円				翌日	151	Ħ		申告期限	と同一
○課税標準額の 100 分の 0.2 免税点 固定資産税について免税点未満のものは課税されない												せて るため	資産税と併
○算定標準額(国有資産等所在市町村交付金法で特別の定めあるものを除き前年の3月31日現在において国有財産台帳等に記載された価格)の100分の1.4												6月30日	

〔譲与税等の譲与等の基準〕

種目	譲与等	譲与等の基準			 付 時 期
出 (昭和三十年八月創設) 地 方 揮 発 油 譲 与 税	の一番道府県及び市町村体	(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 (地方揮発油税の税率は揮発油1キロリットルにつき 5,200円) (2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県及び指定 市に対し、その2分の1を一般国道、高速自動車国道及 び都道府県道の延長で他の2分の1を面積であん分して 譲与する。 (3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対し、そ の2分の1を市町村道の延長で他の2分の1を面積であん 分して譲与する。 (地方道路譲与税の改正)	1 2 3	6月 11月	(3月~5月) (6月~10月) (11月~2月)
(昭和四十六年五月創設)自 動 車 重 量 譲 与 税	市町村	(1) 自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を 市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で他の2分 の1を面積であん分して譲与する。	① ② ③	11月	(2月~4月) (5月~9月) (10月~1月)
(平成三十一年四月創設)森 林 環 境 譲 与 税	都道府県及び市町村	(1) 森林環境税の収入額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税の10分の1に相当する額を都道府県に対し、都道府県譲与額の10分の5を各都道府県の区域内の各市町村に係る私有林人工林の面積を合算した面積で、都道府県譲与額の10分の2を各都道府県の林業就業者数で、都道府県譲与額の10分の3を各都道府県の人口であん分して譲与する。 (3) 譲与税の10分の9に相当する額を市町村に対し、市町村譲与額の10分の5を各市町村の区域内に存する私有林人工林の面積で、市町村譲与額の10分の2を各市町村の林業就業者数で、市町村譲与額の10分の3を各市町村の人口であん分して譲与する。	1 2		(3月~8月)(9月~2月)
(昭和六十三年四月創設) 利 子 割 交 付 金	市町村	(1) 道府県に納入された利子割相当額に、地方税法で定められた調整をし、政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を、利子割交付金の総額とする。 (2) 利子割交付金の総額を、当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	① ② ③	12月	(3月~7月) (8月~11月) (12月~2月)

種目	譲与等	 譲 与 等 の 基 準	交 付 時 期
(平成十六年一月創設)配 当 割 交 付 金	の団体市町村	(1) 道府県に納入された配当割相当額に,政令で定める率 (100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を,配当割交付金の総額とする。 (2) 配当割交付金の総額を,当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	① 8月(3月~7月) ② 12月(8月~11月) ③ 3月(12月~2月)
(平成十六年一月創設) 株式等譲渡所得割交付金	市町村	(1) 道府県に納入された株式等譲渡所得割相当額に,政令で定める率(100分の99)を乗じて得た額の5分の3相当額を,株式等譲渡所得割交付金の総額とする。 (2) 株式等譲渡所得割交付金総額を,当該道府県内の市町村に係る個人道府県民税の額であん分して交付する。	3月
法 人 事 業 税 交 付 金	市町村	 (1) 道府県は、法人事業税額に7.7%(令和2年度は3.4%)を乗じて得た額を、市町村に対し、従業者数であん分(※)して交付する。 ※ 経過措置令和2年度:法人税割額令和3年度:2/3…法人税割額、1/3…従業者数令和4年度:1/3…法人税割額、2/3…従業者数 	① 8月(3月~7月) ② 12月(8月~11月) ③ 3月(12月~2月)
(平成九年四月創設)地 方 消 費 税 交 付 金	市町村	(1) 道府県は、国から各道府県に払い込まれた地方消費税額を道府県間で清算した後、その2分の1を市町村に交付する。 (2) 市町村交付額の2分の1を人口、他の2分の1を従業者数であん分する。 平成26年4月1日以後の引き上げ分については、市町村交付額の全額を人口であん分する。	① 6月(2月~4月) ② 9月(5月~7月) ③ 12月(8月~10月) ④ 3月(11月~1月)

種目	譲与等 の団体	譲与等の基準	交 付 時 期
(平成元年四月創設)ゴルフ場利用税交付金	在市町村	(1) 道府県内ゴルフ場所在市町村に対し, ゴルフ場に係るゴルフ場利用税額の10分の7に相当する額を当該道府県が交付する。 1人1日 400円~1,200円 12段階標準税率 1人1日 800円	① 8月(3月~7月) ② 12月(8月~11月) ③ 3月(12月~2月)
(令和元年十月創設)環 境 性 能 割 交 付 金	市町村	(1) 道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に、政令で定める率 (100分の95) を乗じて得た額の100分の47 (※) に相当する額を、市町村が管理する市町村道(当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。) の延長及び面積にあん分して交付する。 ※ 令和4年度以降は、100分の43 (2) 税 率 軽自動車 環境性能割に応じ、非課税~2%その他の自動車 環境性能割に応じ、非課税~3% ※ 税率が軽減される自動車 電気自動車、天然ガス自動車など 免税点 取得価格50万円以下	① 8月(4月~7月) ② 12月(8月~11月) ③ 3月(12月~3月)

○市税の税率等の推移 (1)

	区	分	H 6 年 度	H 7 年 度	
	均等割 前年度に同じ(S60年度から		前年度に同じ(S60年度から2,000円)	前年度に同じ	
市民税	個人	所得割	160 万円以下の金額3.0%160 万円を超える金額8.0%500 万円 /11.0%(特別減税・所得割 20% (市県民税の減税額の合計が 20 万円を超える場合は 20 万円)	200 万円以下の金額 200 万円を超える金額 700 万円 パ3.0% 8.0% 11.0%特別減税・所得割 15% (市県民税の減税額の合計が 2 万円 を超える場合は 2 万円)	
	法人	均等割	資本金等の額従業者数均等割50億円超50人超3,600千円10億円超50億円以下50人超2,100千円10億円超50人以下492千円1億円超10億円以下50人超480千円1千万円超1億円以下50人超180千円1千万円以下50人以下156千円1千万円以下50人超144千円上記以外の法人等60千円	前年度に同じ	
_		法人税割	14.7%(標準税率 12.3%)	前年度に同じ	
固	定	資産税	 ・課税標準の 1.4% ・免税点 土 地 300,000 円 家屋 200,000 円 償却資産 1,500,000 円 	前年度に同じ	
都	市	計画税	・課税標準の 0.2% ・免税点 固定資産税について 免税点未満のものは課税されない	前年度に同じ	
軽自動車税		動車税	・原動機付自転車 50cc 以下のもの 90cc / 1,200 円 125cc / 1,600 円 三輪車以上の50cc 以下のもの(ミニカー) 2,500 円 ・軽自動車 二輪のもの(側車付を含む) 2,400 円 三輪のもの 乗 用 営業用 5,500 円 自家用 7,200 円 貨物用 営業用 3,000 円 自家用 4,000 円 ・小型特殊自動車 農耕作業用 1,600 円 その他のもの 4,700 円 ・二輪の小型自動車 4,000 円	前年度に同じ	
市	売渡本数 1,000 本につき 1,977 円 (ただし、旧 3 級品については 1,000 本につき 948 円)		(ただし、旧3級品については1,000本につき	前年度に同じ	
鉱	鉱 産 税 鉱産価格の1%(ただし、鉱産価格が200万円 以下の場合は0.7%)			前年度に同じ	
		地保有税	土地の取得価格の 1.4%(保有)・3%(取得) 免税点 5,000 ㎡未満	前年度に同じ	

○市税の税率等の推移 (2)

	区	分	H 8 年 度	H 9 年 度	H 10 年 度
		均等割	2,500円	前年度に同じ	前年度に同じ
市	個人	所得割	前年度に同じ	200 万円以下の金額 3.0% 200 万円を超える金額 8.0% 700 万円 / 12.0%	200 万円以下の金額 3.0% 200 万円を超える金額 8.0% 700 万円 / 12.0% (特別減税・市県民税所得割 から本人 17,000 円, 扶養親 族等 1 人につき 8,500 円の 合計額を減税)
民税	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	 前年度に同じ	前年度に同じ	 前年度に同じ
固		資産税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
都	市	計画税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
軽	自!	動 車 税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
市	た	ばこ税	前年度に同じ	売渡本数 1,000 本につき 2,434 円 (ただし、旧3級品について は1,000 本につき 1,155 円)	前年度に同じ
鉱		産 税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ
特	別土:	地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ	前年度に同じ

	区	分	H 11~13 年 度	H 14 年 度	
		均等割	前年度に同じ	前年度に同じ	
市民	個人	所得割	200 万円以下の金額3.0%200 万円を超える金額8.0%700 万円 / 10.0%定率控除・所得割 15% (市県民税の減税額の合計が4万円を超える場合は4万円)	前年度に同じ	
	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ	
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ	
固	定	資産税	前年度に同じ	前年度に同じ	
都	都市計画税		前年度に同じ	前年度に同じ	
軽	自!	動 車 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
市	た	ばこ税	売渡本数 1,000 本につき 2,668円 (ただし、旧3級品については1,000本に つき1,266円)[平成11年5月1日以降]	前年度に同じ	
鉱	j	産 税	前年度に同じ	前年度に同じ	
特別土地保有税		地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ	
入	,	湯 税	_	1人1日 150円	

○市税の税率等の推移 (3)

	区	分	H 15 年 度	H 16 年 度		
		均等割	前年度に同じ	3,000円		
市	個人	所得割	前年度に同じ	前年度に同じ		
税	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし 資本金等の額 50億円超 10億円超50億円以下 10億円超 1億円超10億円以下 1千万円超1億円以下 1千万円以下 上記以外の法人等	旧内原町は 従業者数 50人超 50人超 50人以下 50人超 50人以下 50人超 50人以下 50人超	以下の税率) 均等割 3,000千円 1,750千円 410千円 400千円 160千円 150千円 130千円 120千円
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ(たた	ごし旧内原町	は 12.3%)
固	固定資産税		前年度に同じ	前年度に同じ		
都	都市計画税		前年度に同じ	前年度に同じ		
軽	軽自動車税		前年度に同じ	前年度に同じ		
市	た	ばこ税	売渡本数 1,000 本につき 2,977 円 (ただし、旧3級品については1,000 本に つき1,412 円) 〔平成15年7月1日以降〕	前年度に同じ		
鉱		産 税	前年度に同じ	前年度に同じ		
		前年度に同じ (ただし,H15 年度以後課税停止)	前年度に同じ			
入 湯 税 前年度に同じ 前年度に同じ			度に同じ			

H 17 年 度	H 18 年 度
3,000円(軽減者1,500円)	3,000円
前年度に同じ	200 万円以下の金額 3.0% 200 万円を超える金額 8.0% 700 万円 " 10.0% (定率控除・所得割 7.5% (市県民税の控除額の合計が 2 万円を超える場合は 2 万円) 【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年の合計所得金額が 125万円以下の者に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置】 平成18年度 均等割1,000円 所得割 所得割の額から3分の2を減額
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ (ただし旧内原町は 0.1%)	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数 1,000 本につき 3,298 円 (ただし, 旧3級品については1,000 本につき1,564 円) 〔平成18年7月1日以降〕
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (4)

	区		H 19 年 度	H 20 年 度
		均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
	個	所得割	一律 6.0% 定率控除 廃止 【平成17年1月1日に年齢65歳以上の者で前年	
市 民	人		得金額が125万円以下の者に対する非課税措に伴う経過措置】 平成19年度 均等割2,000円 所得割 所得割 3分の1を減額	課税措置の廃止に伴う経過措置は終了
税	法	均等割	前年度に同じ	資本金等の額従業者数旧内原町50億円超50人超3,600千円10億円超50億円以下50人超2,100千円10億円超50人以下492千円1億円超10億円以下50人超480千円50人以下192千円50人超180千円
	人	N- I IM chri	適用は ³ 1月31日 	Tの税率 1元 150
<u> </u>		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ は平成19年度で終了
固	定	資 産 税	前年度に同じ	前年度に同じ
都	市	計 画 税	前年度に同じ	課税標準の 0.2% ・免税点 固定資産税について免税点 未満のものは課税されない に終了
軽	自:	動 車 税	前年度に同じ	前年度に同じ
市	た	ばこ税	前年度に同じ	前年度に同じ
鉱		産 税	前年度に同じ	前年度に同じ
特別	別土	地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ
入		湯税	前年度に同じ	前年度に同じ

H 21 年 度	H 22~24 年 度
前年度に同じ	前年度に同じ
一律 6.0%	BA 1 (201-14)
当該年度の初日に老齢基礎年金等を受給している65歳 以上の者を対象にした公的年金から特別徴収制度の創設	前年度に同じ
前年度に同じ	売渡本数 1,000 本につき 4,618 円 (ただし, 旧3級品については1,000 本につき2,190 円) 〔平成22年10月1日以降〕
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (5)

	区	分	H 25 年 度	H 26 年 度
		均等割	前年度に同じ	3,500円
市	個人	所得割	前年度に同じ	前年度に同じ
民				
税	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	前年度に同じ	前年度に同じ(ただし平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年度分から 12.1%)
固	定	資 産 税	前年度に同じ	前年度に同じ
都	市	計画税	前年度に同じ	前年度に同じ
軽	自	動車税	前年度に同じ	前年度に同じ
市	た	ばこ税	売渡本数 1,000 本につき 5,262 円 (ただし、旧3級品については1,000 本につき 2,495 円)	前年度に同じ
鉱		産 税	前年度に同じ	前年度に同じ
特	別土	地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ
入		湯税	前年度に同じ	前年度に同じ

H 27 年 度	H 28 年 度
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
12.1%(標準税率 9.7%)	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ。ただし三輪以上の軽自動車については以下の税率 車 種 区 分 税 率	車種区分 税率 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 三輪以上(ミニカー) 2,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 250cc以下の二輪車(バイク)・ 3,600円 250ccを超える二輪車(バイク) 6,000円
前年度に同じ	前年度に同じ(ただし旧3級品については1,000本に つき2,925円)
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (6)

	区	分	H 28 年 度				
		均等割	前年度に同じ				
市	個人	所得割	前年度に同じ				
民税税	法	均等割	前年度に同じ				
	人						
		法人税割	前年度に同じ				
固	定	資 産 税	前年度に同じ				
都	市	計画税	前年度に同じ				
			ただし登録後 13 年超の軽自動 〇グリーン化特例(軽課) 車については以下の税率(経年 平成 27 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動で環境負荷の小さい車両について,登録の翌年度に限り適用	車)			
			車 種 区 分 税率 減額内容 おおむね75% おおむね50% おおむね25%				
- 本又	三 輪 4,600円 軽 乗 営業用 8,200円 目 用 自家用 12,900円		軽				
牲	H	動車税)			
							
			輪 自家用 1,300 円 2,700 円 2,500 円 5,400 円 3,800 円 8,100 円 三 輪 1,000 円 2,000 円 3,000 円	7			
			(※1) 平成27年度燃費基準+35%達成(※3) 平成27年度燃費基準+15%達成(※2) 令和2年度燃費基準+20%達成(※4) 令和2年度燃費基準				
市	た	ばこ税	前年度に同じ (ただし旧 3 級品については 1,000 本につき 2,925 円)				
鉱		産 税	前年度に同じ				
特別	別土	地保有税	前年度に同じ				
入		湯税	前年度に同じ				

H 29 年 度					
·					
	前年度に同じ				
	前年度に同じ				
	前年度	に同じ			
	前年度は	に同じ			
	前年度は				
前年度に同じ。 ○グリ 平成 28 小さい	ーン化特例 3 年 4 月 1 1 車両につい	J(軽課) 日以降に登録され トて,登録の翌年度	た三輪以上の朝 ほに限り適用	経自動車で環境負荷の	
	減額内容	おおむね75%	おおむね50%	おおむね25%	
	対 象 車	電気自動車 天然ガス車(平成21年 排 出 ガス 基 準 から NOx10%低減)	75%低減「★★↑	★★」)	
		貨物 乗用	貨物 乗用 (※ 1) (※ 2)	貨物 乗用 (※ 3) (※ 4)	
	四 営業用 自家用	1,000円 1,800円	1,900 円 3,500 円	2,900 円 5,200 円	
	輪 自家用 三 輪	1,300 円 2,700 円 1,000 円	2,000円	3,800 円 8,100 円 3,000 円	
(※1) 平成27年度燃費基準+35%達成 (※3) 平成27年度燃費基準+15%達成 (※2) 令和2年度燃費基準+20%達成 (※4) 令和2年度燃費基準					
前年度に同じ (ただし旧 3 級品については 1,000 本につき 3,355 円)					
前年度に同じ					
前年度に同じ					
前年度に同じ					

○市税の税率等の推移 (7)

	区	分	H 30 年 度		
		均等割	前年度に同じ		
市	個人	所得割	前年度に同じ		
民税	法人	均等割	前年度に同じ		
		法人税割	前年度に同じ		
固	定	資 産 税	前年度に同じ		
都	市	計画税	前年度に同じ		
		環 性能割			
重	圣自助車兑	種別割	前年度に同じ。		
市	た	ばこ税	税 売渡本数 1,000 本につき 5,262 円 (平成 30 年 10 月から 5,692 円) 旧 3 級品については、1,000 本につき 4,000 円		
鉱		産 税	前年度に同じ		
特別土地保有税 前年度に同じ			前年度に同じ		
入		湯税	前年度に同じ		

R 元 年 度	R 2 年 度
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ (ただし令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度 分から 8.4%)	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
課税標準の 0 ~ 2% (令和元年 10 月から)	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
売渡本数 1,000 本につき 5,692 円 旧 3 級品については、1,000 本につき 4,000 円(令和 元年 10 月から 5,692 円)	売渡本数 1,000 本につき 5,692 円(令和 2 年 10 月から 6,122 円)
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

○市税の税率等の推移 (8)

	区	分	R 3 年 度	R 4 年 度
	均等割		前年度に同じ	前年度に同じ
市	個人	所得割	前年度に同じ	前年度に同じ
民 税	法人	均等割	前年度に同じ	前年度に同じ
		法人税割	8.4% (標準税率 6.0%)	前年度に同じ
固	定	資 産 税	前年度に同じ	前年度に同じ
都	市	計画税	前年度に同じ	前年度に同じ
		環 境性能割	_	-
軽自動車税		種別割	前年度に同じ	前年度に同じ
市	市たばこ税		売渡本数 1,000 本につき 6,122 円 (令和 3年 10 月から 6,552 円)	売渡本数 1,000 本につき 6,552 円
鉱	鉱 産 税 前年度に同じ		前年度に同じ	前年度に同じ
特別	別土	地保有税	前年度に同じ	前年度に同じ
入 湯 税 前年度に同じ		前年度に同じ	前年度に同じ	

R 4 年 度	R 5 年 度
前年度に同じ	前年度に同じ
_	-
グリーン化特例(軽課) 平成 29 年 4 月 1 日以降に登録された三輪以上の軽自動車で環境負荷の小さい車両について、登録の翌年度に限り適用 減額内容 おおむね75% おおむね25% 電気自動車・天然ガス車(平成21年排出ガス基準からNOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ボソリン車(ハイブリッド車を含む)平成17年排出ガス基準75%低減「★★★★」又は平成30年排ガス規制適合) 貨物 乗用 貨物 乗用(※1) 貨物 乗用(※1) 貨物 乗用(※2) 四 営業用 1,000円 1,800円 - 3,500円 - 5,200円自家用 1,300円 2,700円	前年度に同じ
売渡本数 1,000 本につき 6,552 円	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ
前年度に同じ	前年度に同じ

令和5年度 市税概要

編 集 水戸市財務部税務事務所

(市民税課 資産税課 収税課)

発 行 水戸市

所在地 〒310-8610

水戸市中央1丁目4番1号 TEL 029 (224) 1111